

(案)

鶴岡市障害福祉計画

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

鶴 岡 市
令和3年3月

目次

第1章 計画の概要	- 1 -
1 計画策定の背景と趣旨	- 1 -
2 位置づけ	- 1 -
3 対象者	- 1 -
4 期間	- 2 -
5 他計画との整合性	- 2 -
6 策定体制	- 2 -
(1) アンケート調査	- 2 -
(2) 障害者施策推進協議会	- 2 -
7 計画の推進体制	- 3 -
(1) 計画の推進	- 3 -
(2) 地域社会への広報および啓発活動	- 3 -
第2章 主な障害福祉施策の現状	- 4 -
1 障害者の現状	- 4 -
(1) 手帳所持者等の現状	- 4 -
2 自立支援給付等の現状	- 5 -
(1) 自立支援給付等の体系	- 5 -
(2) 自立支援給付等の年度別利用者数の推移	- 7 -
(3) 障害別利用者数の年度推移	- 8 -
(4) 介護給付費の推移	- 9 -
(5) 訓練等給付の推移	- 9 -
(6) 指定障害福祉サービス事業所の整備状況	- 10 -
3 自立支援給付費・障害児通所支援給付費等の現状	- 11 -
(1) 自立支援給付費等の推移	- 11 -
(2) 自立支援医療の推移	- 12 -
4 障害児の療育・教育の現状	- 13 -
(1) 乳幼児期の状況	- 13 -
(2) 就学期の状況	- 15 -
(3) 就労期の状況	- 18 -
(4) 障害のある子どもの進路	- 18 -
(5) 県の専門機関における状況	- 20 -
(6) 障害児福祉サービスの状況	- 21 -
第3章 第5期障害福祉計画の成果目標と活動指標の進捗状況	- 24 -
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	- 24 -
2 福祉施設からの一般就労への移行	- 24 -
3 障害者の地域生活支援	- 25 -

4	自立支援給付の実績状況.....	- 26 -
5	地域生活支援事業の実績状況.....	- 30 -
第4章	第1期障害児福祉計画の成果目標と活動指標の進捗状況.....	- 32 -
1	障害児支援の提供体制の整備等.....	- 32 -
2	障害児通所支援の実績状況.....	- 33 -
第5章	第6期障害福祉計画の成果目標と活動指標.....	- 34 -
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	- 34 -
2	地域生活支援拠点の整備.....	- 35 -
3	福祉施設から一般就労への移行.....	- 36 -
4	相談支援体制の充実・強化等.....	- 38 -
5	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	- 38 -
6	自立支援給付の見込量.....	- 39 -
7	その他の活動指標（見込量）.....	- 41 -
第6章	第2期障害児福祉計画の成果目標と活動指標.....	- 43 -
1	障害児支援の提供体制の整備等.....	- 43 -
2	障害児通所支援の見込量.....	- 44 -
3	発達障がい者等に対する支援の強化.....	- 45 -
第7章	地域生活支援事業の活動指標.....	- 46 -
1	必須事業の見込量.....	- 46 -
2	任意事業の見込量.....	- 47 -
第8章	その他の重点事項と基本的方向.....	- 48 -
1	地域共生のまちづくりの推進.....	- 48 -
2	権利擁護の推進.....	- 48 -
3	発達障害者等への支援.....	- 49 -
4	就労支援の充実.....	- 50 -
5	地域包括ケアシステムの構築.....	- 50 -

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

この計画は、本市障害福祉の諸施策を総合的に推進するための基本計画である第二次鶴岡市障害者保健福祉計画（令和元年度～令和5年度）を上位計画として、地域において必要な「自立支援給付」、「障害児通所給付」、「相談支援」、並びに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、国の定める基本指針に基づき、令和5年度末までの障害福祉に関する成果目標を設定し、それに伴う活動指標となる各年度のサービス需要を見込み、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

市では、平成30年3月に「第5期鶴岡市障害福祉計画・第1期鶴岡市障害児福祉計画（平成30～令和2年度）」（以下、「第5期計画」といいます。）を策定し、計画的な障害福祉サービスの提供を図ってきました。この計画の期間が令和2年度で終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国の指針や、近年行われた障害者制度改革を踏まえ策定するものです。

2 位置づけ

この計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障害福祉計画」と児童福祉法第33条の20第1項に基づく「障害児福祉計画」の2つの計画を、児童福祉法第33条の20第6項に基づき、一体のものとして作成しています。

また、名称については、「鶴岡市障害福祉計画（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）」（以下「本計画」といいます。）とします。

3 対象者

本計画の対象者は、障害者総合支援法第4条に規定している「障害者」とし、以下のとおりの定義となっています。

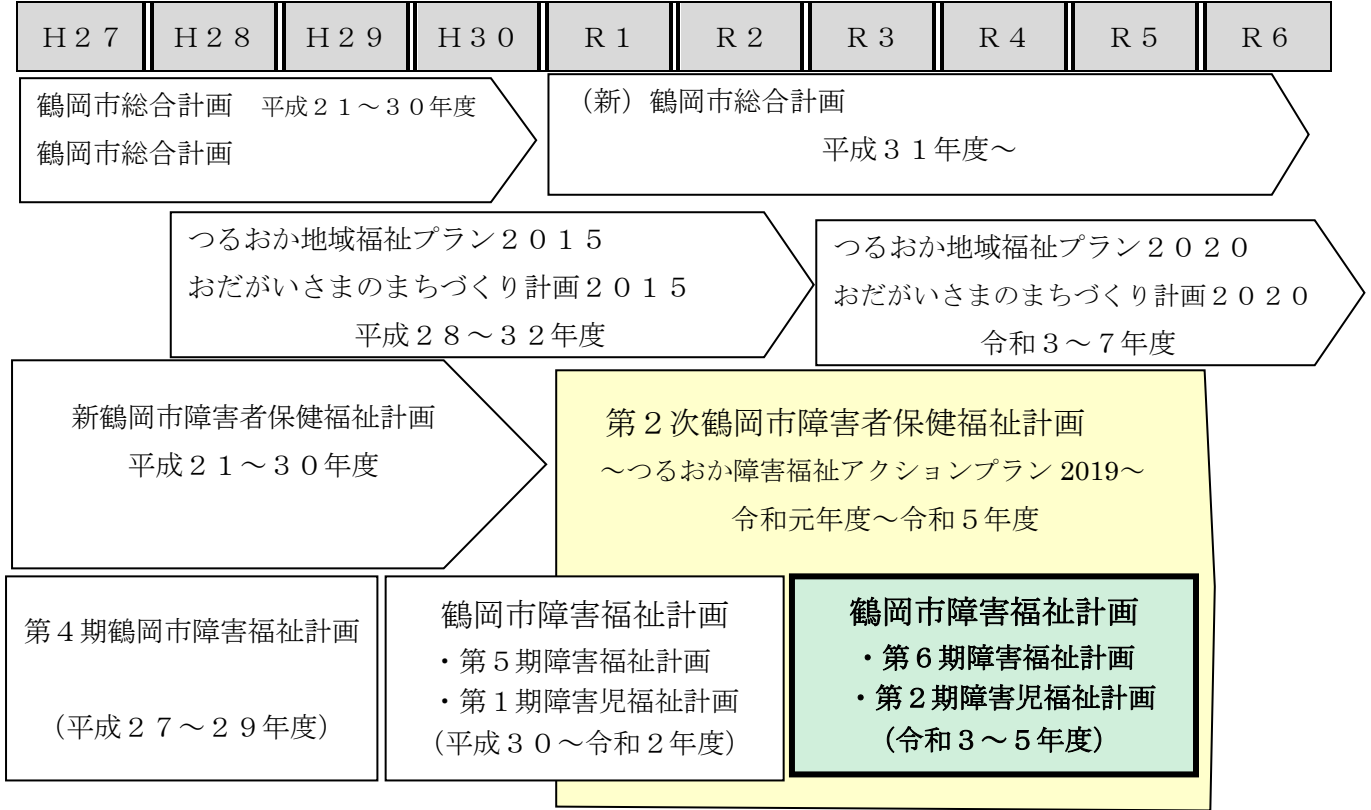
- ①身体障害者 …身体障害者福祉法に規定する身体障害者のうち18歳以上である者
- ②知的障害者 …知的障害者福祉法に規定する知的障害者のうち18歳以上である者
- ③精神障害者 …精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法に規定する知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者
- ④難病患者等 …治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者
- ⑤障害児 …児童福祉法により、身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、難病のある18歳未満の児童

本計画では、障害児を含む障害者を「障害者等」として表記します。

4 期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

障害福祉計画及び関連計画の計画期間



5 他計画との整合性

本計画は、国及び山形県の計画との整合を図りながら、「鶴岡市総合計画」及びその障害者福祉分野の基本計画である「第2次鶴岡市障害者保健福祉計画」、「鶴岡市地域福祉計画（つるおか地域福祉プラン2021）」、障害のある子どもを含めたすべての子どもに対する施策を総合的・計画的に推進するための「鶴岡市子ども・子育て支援事業計画」等との整合を考慮し策定するものです。

6 策定体制

(1) アンケート調査

計画策定に先立ち、障害者の生活状況や、障害福祉サービス等をはじめ各種障害者福祉施策に対する意見等を把握するため、郵送によるアンケート実態調査を実施しました。また、各サービス事業所にもアンケート調査を実施し計画を策定するための参考としました。

(2) 障害者施策推進協議会

障害者基本法に基づく障害者施策推進協議会を設置し、計画の策定も含め、障害者施

策全般にわたり広く意見をお聴きしながら施策の推進を図っています。

本計画の策定にあたっては、第5期計画の進捗状況、アンケート調査の結果等を踏まえ、見込む支給量や障害福祉施策など本計画案に対する意見を頂きました。

7 計画の推進体制

(1) 計画の推進

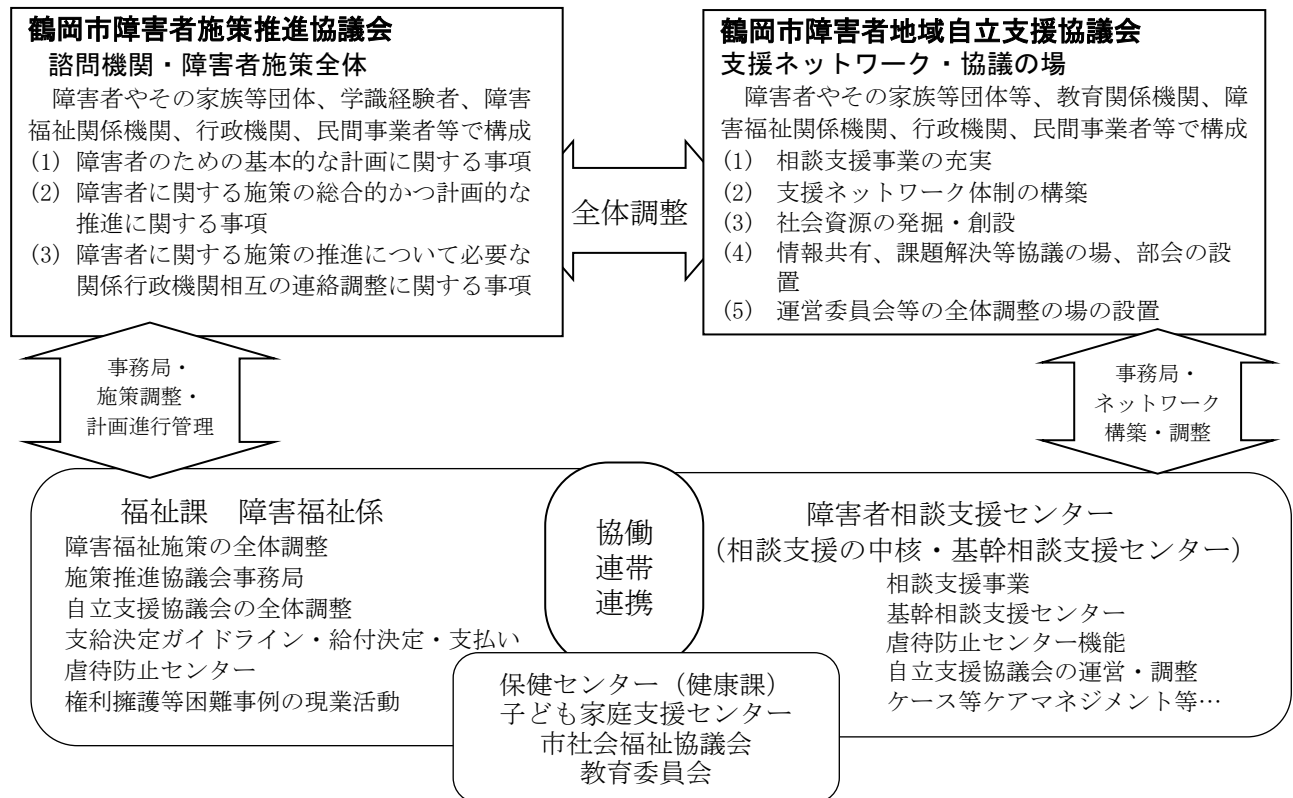
本計画の推進を図るため、PDCAマネジメントサイクルに基づいて、計画の評価・点検を行い、定期的に計画の進捗状況を把握していきます。

計画の推進にあたっては、障害者施策推進協議会や鶴岡市障害者地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」といいます。）で毎年意見をお聴きし、計画の推進に活かすとともに、計画の進捗状況の公表に努め、必要に応じて計画の変更や事業の見直し等を行います。

(2) 地域社会への広報および啓発活動

計画の基本理念であるノーマライゼーションと共生社会を実現するためには、障害の有無に関わらず、全ての市民が一体となって障害のある人の福祉の実現に参加していく必要があります。そのため、「市民意識の醸成」に努めるとともに、障害に対する差別や偏見をなくし、市民の理解と協力、さらに支援への参画等についてあらゆる機会を通じて広く呼びかけていきます。

【図表1】鶴岡市障害者施策推進協議会と鶴岡市地域自立支援協議会の関係図



第2章 主な障害福祉施策の現状

1 障害者の現状

(1) 手帳所持者等の現状

本市の障害者手帳所持者数（図表2）は、令和2年3月末で7,292人、人口に占める割合は約5.8%であり、市民の約17人に1人が心身になんらかの障害があるという状況です。また、主に介護保険のサービスを利用する65歳以上の方を除き、精神通院医療対象者を加えた、本計画の対象者は3,591人で、手帳所持者に精神通院医療受給者数を加えた8,229人の約44%となっています。

本計画の対象者数のうち、今後のサービス利用想定数は、現在サービスを利用している方とアンケート調査結果やこの計画で推計している障害者等の見込み数を勘案すると、1,800人程度と見込まれます。

【図表2】地区別障害者手帳等所持者（令和2年3月末現在 単位：人）

年代別	種別	市全体	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海
18歳未満	身体	45	26	8	3	4	2	2
	知的	186	163	9	6	2	2	4
	精神	2	1	0	0	1	0	0
	通院医療	33	27	2	0	3	0	1
19歳以上 64歳以下	身体	1,195	863	93	64	71	33	71
	知的	800	732	19	13	13	5	18
	精神	588	474	27	32	23	8	24
	通院医療	742	562	50	42	29	21	38
65歳以上	身体	4,109	2,782	343	265	242	170	307
	知的	179	169	4	1	1	1	3
	精神	188	154	10	7	7	3	7
	通院医療	162	124	15	5	4	2	12
計	身体	5,349	3,671	444	332	317	205	380
	知的	1,165	1,064	32	20	16	8	25
	精神	778	629	37	39	31	11	31
	通院医療	937	713	67	47	36	23	51
	合計	8,229	6,077	580	438	400	247	487
手帳所持者計（医療除く）		7,292	5,364	513	391	364	224	436
18歳未満計（医療含む）		266	217	19	9	10	4	7
64歳以下計（医療含む）		3,591	2,848	208	160	146	71	158

（令和2年3月末現在 単位：人）

本市の人口	124,697	89,062	9,909	7,934	7,029	3,859	6,904
手帳所持者の割合	5.8%	6.0%	5.2%	4.9%	5.2%	5.8%	6.3%

2 自立支援給付等の現状

(1) 自立支援給付等の体系

【図表3】介護給付（令和2年8月末現在）

サービス名	サービス内容	利用者数	事業所数
居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。	168人	16か所
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	6人	15か所
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。	4人	2か所
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。	0人	0か所
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	0人	0か所
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	87人	13か所
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。	23人	※5か所
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	349人	19か所
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	208人	※18か所

※ 「療養介護」、「施設入所支援」の事業所は、市内・県内外の利用事業所数となっています。

【図表 4】 訓練等給付（令和 2 年 8 月末現在）

サービス名	サービス内容	利用者数	事業所数
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。	機能訓練 0 人	3 か所
		生活訓練 49 人	9 か所
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	37 人	3 か所
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶ A 型と、雇用契約を結ばない B 型があります。	A 型 93 人	5 か所
		B 型 571 人	26 か所
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。	6 人	2 か所
共同生活援助 (グループ ホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。	215 人	23 か所

【図表 5】 相談支援（令和 2 年 8 月末現在）

サービス名	サービス内容	利用者数	事業所数
計画相談支援	サービス利用支援…障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、基本相談支援を行い、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 継続サービス利用支援(モニタリング)…支給決定されたサービス等の利用状況の検証を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。	1,318 人	9 か所
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。	1 人	4 か所
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。	1 人	4 か所

(2) 自立支援給付等の年度別利用者数の推移

【図表6】自立支援給付等の年度別利用者数の推移（単位：人）

サービス項目	H29	H30	R1	増減(R1-H29)
訪問系サービス	230	220	218	△ 12
居宅介護	219	210	207	△ 12
重度訪問介護	7	7	7	0
行動援護	0	0	0	0
同行援護	4	3	4	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0
日中活動系サービス	466	458	460	△ 6
生活介護	370	370	374	4
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	96	88	86	△ 10
就労系サービス	734	783	801	67
就労移行支援	55	60	61	6
就労継続支援（A型）	80	80	96	16
就労継続支援（B型）	599	637	633	34
就労定着支援	0	6	11	11
居住系サービス	246	241	232	△ 14
共同生活援助	212	233	224	12
施設入所支援	242	237	228	△ 14
自立訓練（宿泊訓練）	4	4	4	0
その他のサービス	156	150	174	18
療養介護	23	24	23	0
短期入所	133	126	151	18
相談支援サービス	1,203	1,243	1,266	63
計画相談	1,197	1,236	1,259	62
地域移行支援	2	1	1	△ 1
地域定着支援	4	6	6	2
障害児通所支援	392	424	472	80
障害児相談支援	195	212	237	42
児童発達支援	37	35	38	1
医療型児童発達支援	0	0	0	0
放課後等デイサービス	160	177	197	37
保育所訪問支援	0	0	0	0

※ サービスを重複して利用しているため、合計は延べ人数です。また、年間を通じて、1日だけでも利用したことがある方も含まれているため他のデータと数が違います。

(3) 障害別利用者数の年度推移

障害別のサービス利用者数の割合は、令和元年度のデータで知的障害者が約38%と最も高く、ついで精神障害者約30%、身体障害者約17%の順となっています。(図表7)3カ年の増減から身体障害者の利用が3%減少しており、知的・精神障害者のサービス利用が2%増加しています。また、障害のある子どものサービス利用者は、3年で伸び率が29%と激増しています。

【図表7】 障害別利用者数の年度推移 (単位：人)

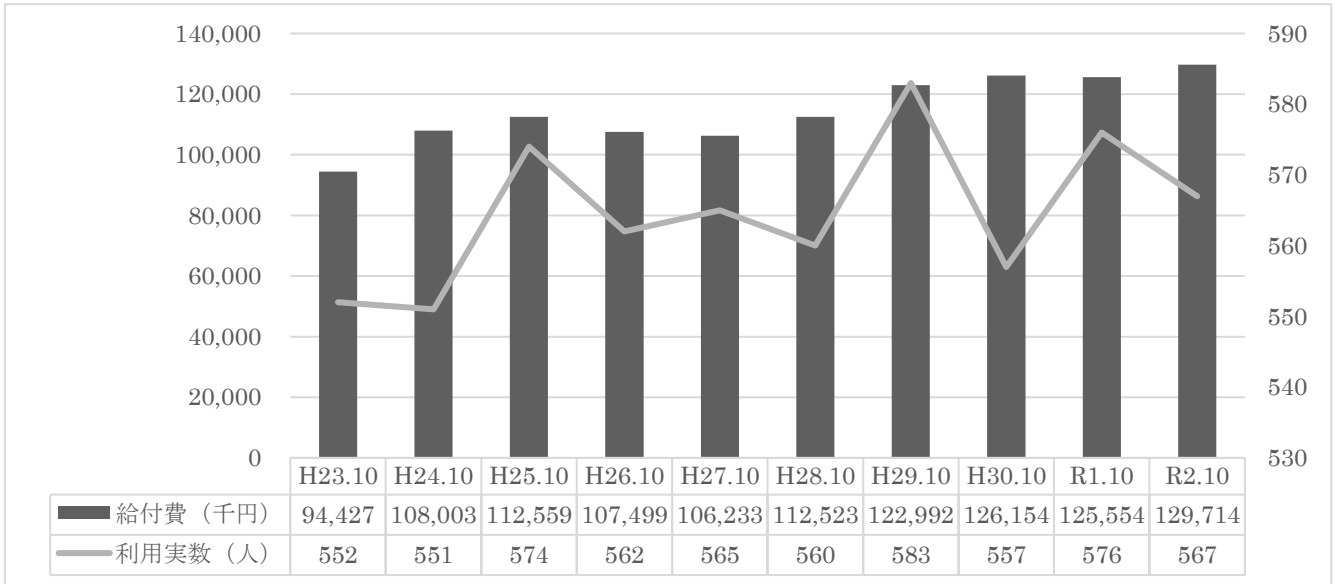
障害者区分	H29	H30	R1	3か年の 伸び率	64歳以下 の手帳所持 者数	手帳所持者 のサービス 利用割合
障害児	164	192	212	29%	—	—
身体	251	249	243	△3%	1,195	20%
知的	542	543	551	2%	800	69%
精神	417	422	427	2%	※1,411	30%
難病等	2	1	2	0%	—	—
合計	1,376	1,407	1,435	4%	—	—

※ 精神の64歳以下の手帳所持者数等は、自立支援医療（精神通院医療）受給者を含みます。

(4) 介護給付費の推移

これまでの傾向として、人口減少と身体障害者の高齢化による介護サービスへの移行などの要因により、利用実数は増減を繰り返し大きくは増えてはいませんが、その中で生活介護の利用者は年々増えてきており、過去10年間で生活介護の給付費の増加が顕著となっています。

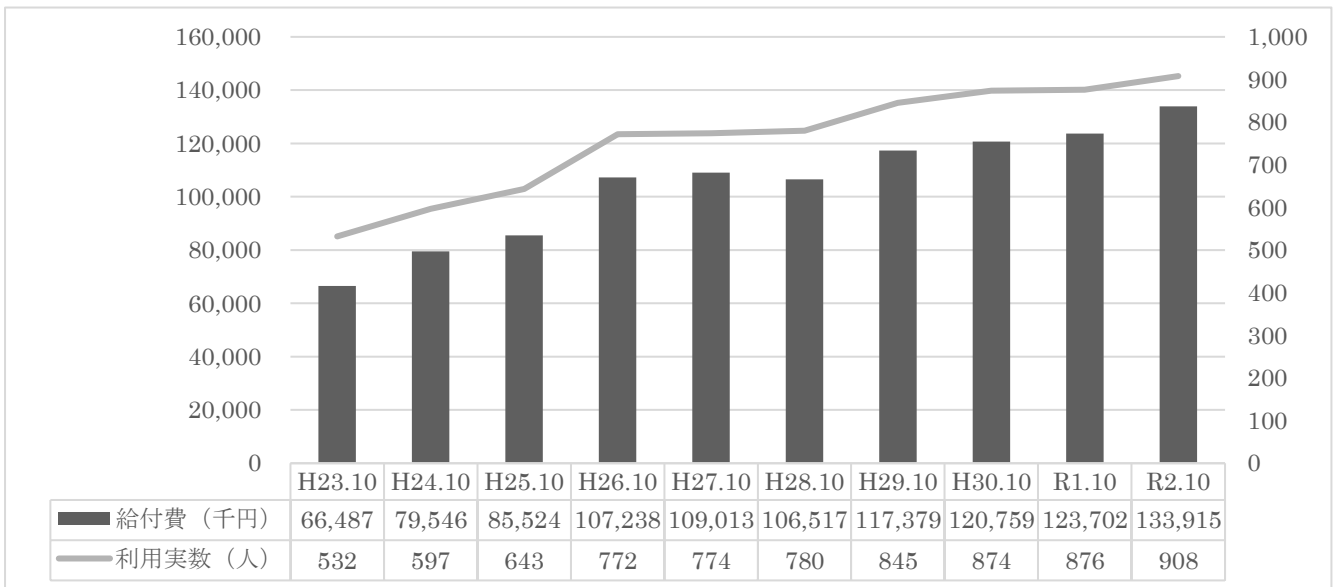
【図表8】 介護給付費と利用者数の推移



(5) 訓練等給付の推移

給付費、利用実数ともに特に共同生活援助と就労継続支援B型が増えてきている傾向にあり、訓練等給付全体として、利用実数はここ10年間で1.7倍、給付費も2倍にまで増加しています。

【図表9】 訓練等給付費と利用者数の推移



※ 「介護給付」と「訓練等給付」のサービス内容は、「(1) 自立支援給付等の体系」の項目を参照してください。(11ページの図表13、12ページの図表14)

(6) 指定障害福祉サービス事業所の整備状況

平成29年度から整備された指定障害福祉サービス事業所は下表のとおりです。

【図表10】指定障害福祉サービス事業所数の年度別新規開設数の推移

年度	提供サービス名		事業所数
H29	日中活動系	生活介護	2か所
	就労系	就労継続支援A型	1か所
		就労継続支援B型	1か所
	居住系	グループホーム（包括型）	1か所
	その他	短期入所	1か所
	相談支援	特定相談支援・障害児相談支援	1か所
	障害児通所支援	児童発達支援	1か所
放課後等デイサービス		1か所	
H30	就労系	就労定着支援	1か所
	居住系	グループホーム（包括型）	3か所
	その他	短期入所	1か所
	障害児通所支援	放課後等デイサービス	1か所
R1	訪問系	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	3か所
	就労系	就労定着支援	1か所
		就労継続支援A型	1か所
		就労継続支援B型	1か所
	その他	短期入所	2か所
	障害児通所支援	児童発達支援	1か所
放課後等デイサービス		1か所	
R2	その他	短期入所	1か所
	障害児通所支援	児童発達支援	1か所
		放課後等デイサービス	1か所

3 自立支援給付費・障害児通所支援給付費等の現状

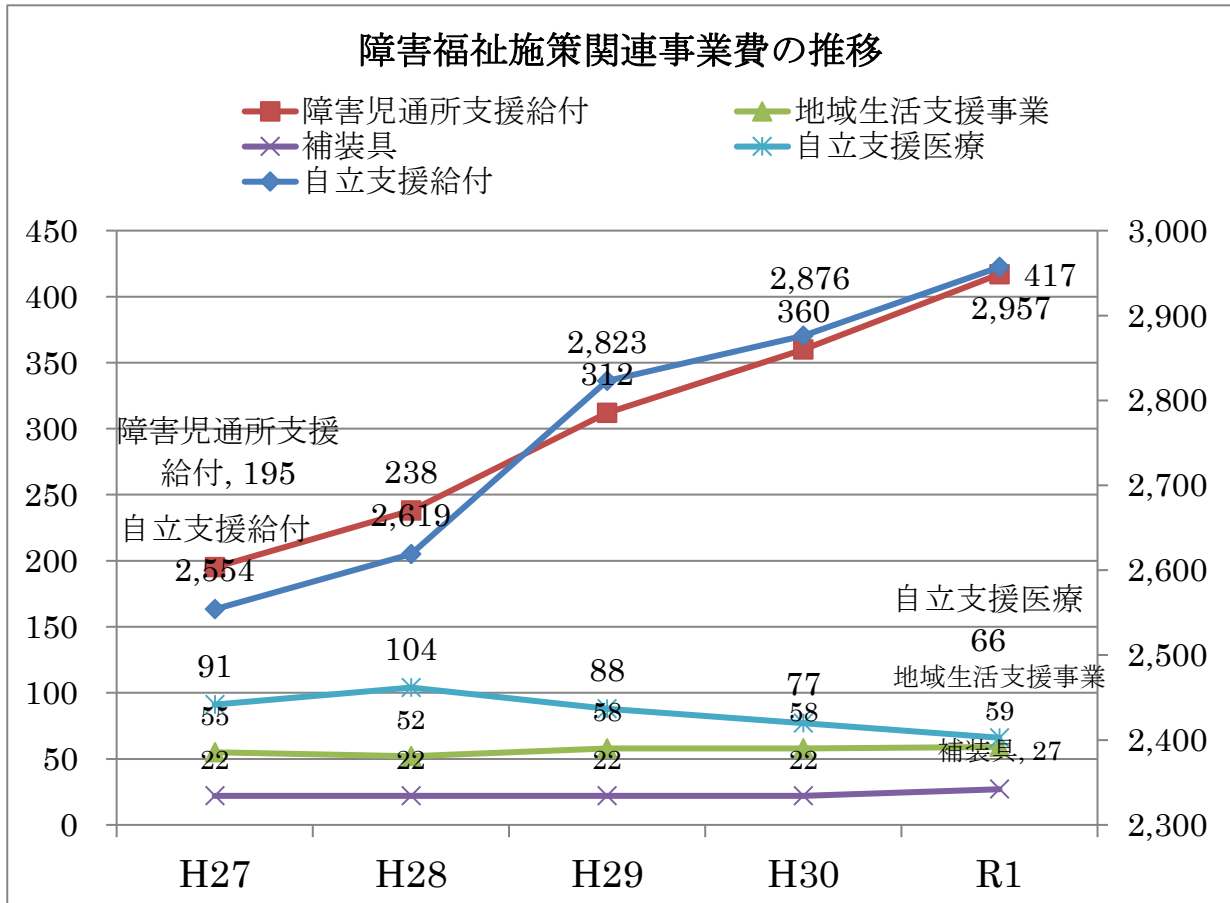
(1) 自立支援給付費等の推移

自立支援給付費及び障害児通所支援給付費は、利用者数の増加に伴いともに増加しています。特に障害児通所支援給付費は倍増しており、要因としては、平成29年度以降も新たな事業所の開設により障害のある子どもの利用が伸びていることが考えられます。

【図表 1 1】 障害福祉施策関連事業費の年度推移（単位：百万円）

区分	H27	H28	H29	H30	R1	伸び率
自立支援	2,554	2,619	2,823	2,876	2,957	16%
伸び率	4.4%	2.5%	7.8%	1.9%	2.8%	
障害児通所支援	195	238	312	360	417	114%
伸び率	31%	22%	31%	15%	16%	
地域生活支援事業	55	52	58	58	59	7%
自立支援医療	91	104	88	77	66	△27%
補装具	22	22	22	22	27	23%
合計	2,917	3,054	3,245	3,335	3,467	19%
伸び率	—	5%	6%	3%	4%	

【図表 1 2】 障害福祉施策関連事業費の年度推移（単位：百万円）



(2) 自立支援医療の推移

自立支援医療は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。精神通院医療は、精神医療を継続して受ける必要がある方への通院医療費を軽減するものであり、更生（18歳以上）、育成（18歳未満）医療は、身体に障害がある方に対し、手術や通院することで障害を除去、または軽減することが見込める方に対し医療費を公費負担するものです。

図表13に示すとおり、申請件数の年度推移から、精神通院医療は4年間で23%の伸びを示しており、精神医療を必要とする方が年々増加傾向にあることがうかがえます。

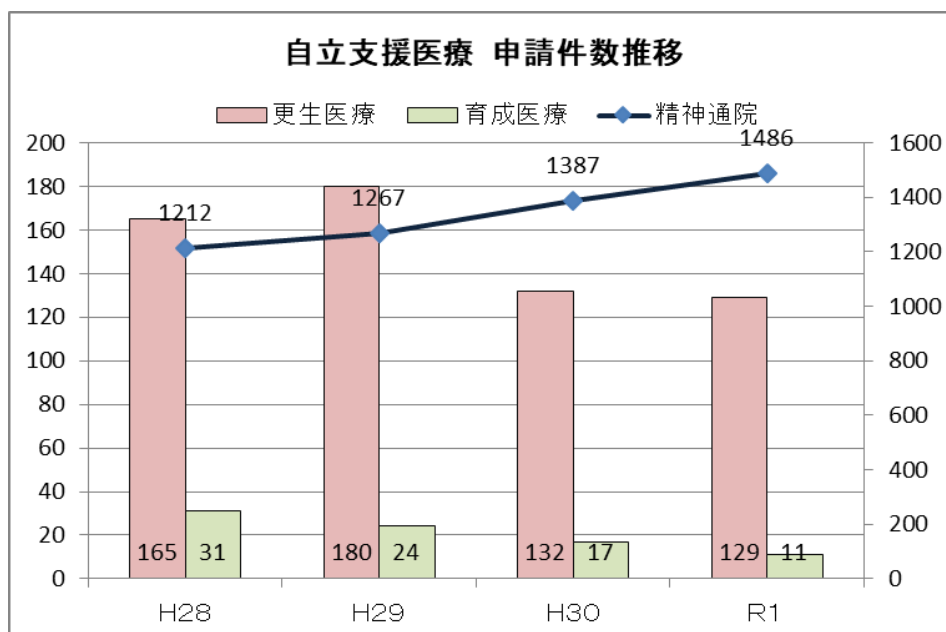
また、更生医療、育成医療はともに申請件数は減少しています。育成医療については、65%の減少となっており、子ども子育て支援制度の一環として子どもの医療費が無償化され、育成医療を申請しなくとも医療費が無料となるためと考えられますが、公費負担医療制度における国や県負担分が受けられず、市負担分の増加につながり、市財政への影響が課題となっています。

【図表13】自立支援医療申請件数の年度推移

区分	H28	H29	H30	R1	伸び率
精神通院医療	1,212件	1,267件	1,387件	1,486件	23%
更生医療	165件	180件	132件	129件	△22%
育成医療	31件	24件	17件	11件	△65%
自立支援医療(金額)	104百万円	88百万円	77百万円	66百万円	△37%

※精神通院医療は県事業のため医療金額に含まれておりません。

【図表14】自立支援医療申請件数の年度推移（単位：件数）



4 障害児の療育・教育の現状

(1) 乳幼児期の状況

妊娠（母子健康手帳発行）から出生、乳児訪問、乳幼児健診（4か月、7か月、1歳6か月、3歳）を通じて、障害の早期発見、早期療育のため、市の保健師による相談支援を行います。障害があるまたは、発達面で心配がある子どもの支援にあたっては、ご家族の意向や思い等を大事にしながら、保健師や専門の医療機関、療育センター、児童福祉施設、教育関係機関、障害児通所支援（児童発達支援事業）等が連携して必要な支援を行います。特に、幼児期に発達障害の疑いのある子ども、養育困難な子どもについては、子ども家庭支援センターや児童相談所、保育所、幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所、障害児相談支援事業所等が連携して、その子どもの特性に応じた養育環境の調整を行い支援します。課題として、発達面で心配があるこどもの支援において、県立こども医療療育センター等の専門医による診察については予約待ちの期間が長い等、発達支援に係る専門機関の整備や専門職の確保が難しい状況があります。

医療的ケアが必要な子どもは、医療機関との連携を基に、市の保健師や子ども家庭支援センター等から、療育センターや児童発達支援事業、障害児相談支援の利用にはつながるものの、保育所、幼稚園等での受け入れが難しいのが現状です。

① 乳幼児健康診査実施状況

3歳児健康診査では有所見率が51.9%になっています。（図表15）有所見の項目は、視覚、聴覚の所見や、身長・体重などの身体発育や疾病等の身体的所見と、言葉や行動等の精神的な所見となっています。

前回の計画（平成28年度）と比較すると3.4%増となっています。

参考に、4か月から1歳6か月検診状況も記載していますが、有所見率については、前回の計画（平成28年度）と1%～2%ほど減少しています。

【図表15】乳幼児健康診査実施状況（令和元年度）

月 齢		4か月	7か月	1歳6か月	3歳
受診児総数		700人	706人	753人	869人
受診率		99.0%	98.9%	98.8%	99.1%
指導区分別 実人員(人)	問題なし	517人	563人	514人	418人
	要指導	11人	9人	31人	41人
	要観察	40人	54人	96人	160人
	要精密検査	37人	7人	31人	172人
	要治療・治療中	95人	73人	81人	78人
有所見率		26.1%	20.3%	31.7%	51.9%

② 子ども家庭支援センターにおける支援

(ア) 発達相談

臨床発達心理士の資格を持つ保育士（以下、専門保育士）が、月1回相談日を設けて対応しています。令和元年度の相談件数は169件となっています。

(イ) 臨床心理士による巡回訪問研修

発達障害の子どもや発達面で心配のある子どもの保育について、一人ひとりの特性に基づいた支援が見いだされるように、臨床心理士が保育所等を巡回しています。その研修を土台にして他園の保育士も支援の考え方を学び、それぞれの園に生かせる研修となっています。

(ウ) 専門保育士コンサルテーション

専門保育士が発達障害の特性理解をもとに、各園の担当保育士等と支援の導き方や関わり方を研修しています。

(エ) 園訪問

専門保育士が保育所等を訪問し、特性に合わせた支援を検討し、現状と課題の整理、支援の方向性について話し合いの場を設けています。

【図表16】園訪問状況（令和元年度）

施設	訪問回数（延）・実園数	
保育所・認定こども園・幼稚園	169回	45園
その他（学童・地域型保育施設等）	3回	2園
合計	172回	47園

（巡回訪問研修・専門保育士コンサルテーション・園訪問、園内研修、担当者会等含む）

(オ) 発達支援部会（鶴岡市保育協議会共催）

発達障害の子どもや発達面で心配のある子どもを担当する保育士が、障害の理解や支援についての事例検討、家族の子育て体験談、支援に必要な考え方等を月1回学び合う部会を開催しています。

(カ) 研修会 保護者療育研修会（家族対象）

自閉症療育研修会（家族・支援者対象）

療育研修会を開催し、家族や支援者が障害特性について正しく理解し、一人ひとりの子どもの特性に合わせた関わりができるように支援しています。

(キ) 親子療育支援教室 ステップ（就園児）

にこにこクラブ（未就園児）

発達障害や経過観察が必要な子ども、家庭で育てにくさを感じる子どもに対して、家族の困り感に寄り添いながら、子どもを理解し子育てできるように支援しています。

（令和2年度より南部保育園発達支援室で実施）

③ 保育所・認定こども園・幼稚園における支援

障害児保育の実施（加配対応等）の人数は120人となっていますが（図表17）、

加配対応されていない子どもを含めた要支援児の入所状況は、令和2年度で137人（実人数）となっています。（図表18）個別の支援が必要な子どもであっても、診断がつかない、あるいは未受診等により加配を受けていない子どももいます。保育士等の加配に対する補助制度の拡充等により、個別の支援を受けられる子どもも増えていますが、充分とは言えない状況です。

【図表17】障害児保育の実施（加配対応等）保育所等の数（令和2年4月1日現在）

加配対応施設	施設数	人数	備考
民間立施設	28施設	54人	保育所(19)、認定こども園(8) 幼稚園(1)
指定管理施設	9施設	48人	
公立施設	3施設	18人	
計	40施設	120人	(総園児数の3.0%)
総園児数	54施設	4,084人	

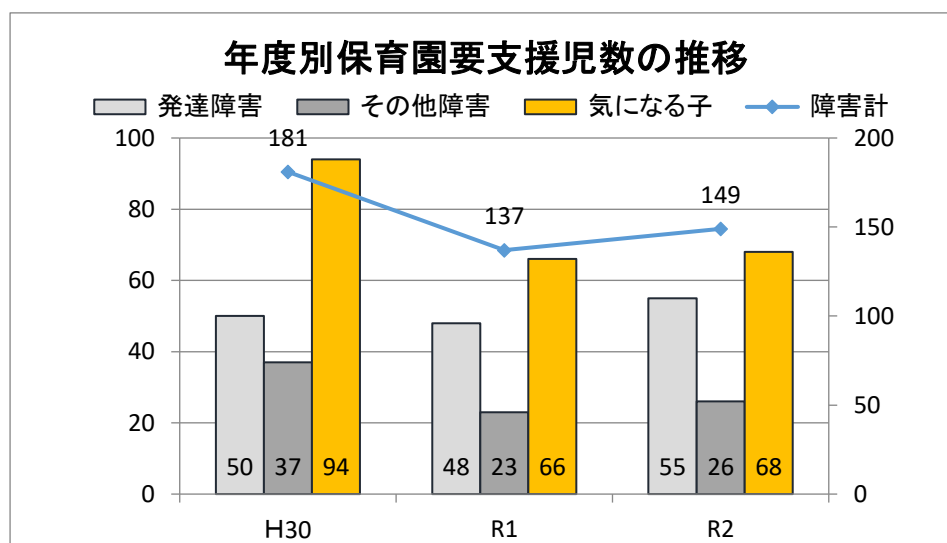
【図表18】保育所等での支援が必要な児童数（令和2年4月1日現在）

障害別内訳	H30	R1	R2
発達障害	50人	48人	55人
その他障害	37人	23人	26人
気になる子ども※1	94人	66人	68人
計※2	181人	137人	149人
要支援児数	165人	137人	137人

※1 気になる子どもとは、「会話が成立しにくい、落ち着きがない、かんしゃくを起こしやすい等、保育所などの集団の中で見守りや個別対応を要する子ども」のことです。（本計画のみでの定義）

※2 診断名でカウントしているため、要支援児の数と障害別の計が違います。

【図表19】保育所等要支援児数の年度推移（単位：人）



(2) 就学期の状況

障害のある子どもが就学する場合は、通園する幼稚園や保育所、児童発達支援事業、障

害児相談支援事業所、教育委員会、小学校、鶴岡養護学校等に相談することができます。就学先として、小学校や特別支援学校小学部があります。小・中学校には通常学級と特別支援学級があり、障害の種類や程度の軽重を考慮し、適切な環境で教育を受けることができるよう就学支援体制を整えています。

学校では、児童、生徒一人ひとりのニーズに応じた学習内容を提供できるよう、環境整備を行っています。

放課後や学校の休業日は、放課後児童クラブ、児童館、障害児通所支援による放課後等デイサービス・日中一時支援事業等を利用することができます。

① 小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒数

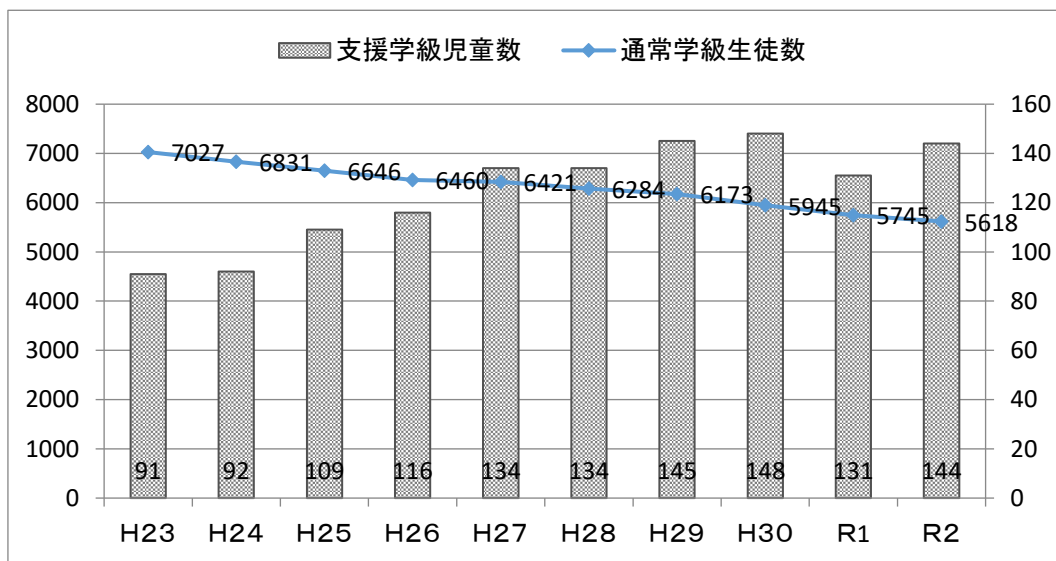
小・中学校の児童・生徒数は少子化により急激な減少傾向にあります。図表 20 は、小・中学校の合計人数となっています。図表 21 に示すとおり小学校では、平成 23 年度の児童数が 7,118 人でしたが、今年度は 5,762 人と、約 2 割減少しています。

一方、特別支援学級の在籍児童数の割合は増加傾向にあり、平成 23 年度 1.3%、今年度は 2.5% と約 2 倍となっています。図表 22 に示すとおり中学校も同様の傾向がみられます。

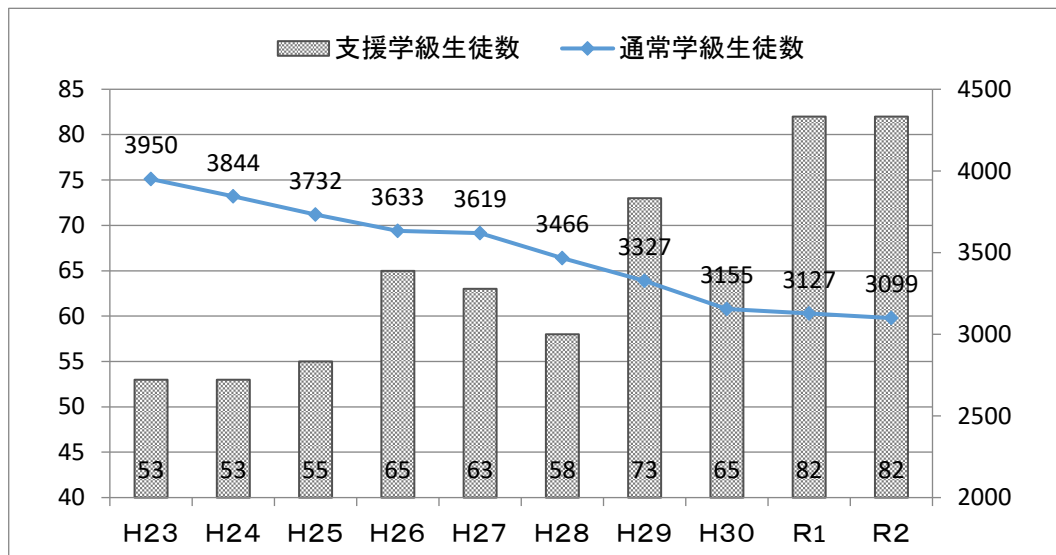
【図表 20】小・中学校の特別支援学級・通常学級に在籍する児童・生徒数

	H28	H29	H30	R1	R2
特別支援学級	192 人	218 人	213 人	213 人	226 人
通常学級	9,750 人	9,500 人	9,100 人	8,872 人	8,717 人
合計	9,942 人	9,718 人	9,313 人	9,085 人	8,943 人
割合 (%)	1.9%	2.2%	2.3%	2.3%	2.5%

【図表 21】小学校の特別支援学級児童数と通常学級児童数の年度推移（単位：人）



【図表 22】中学校の特別支援学級生徒数と通常学級生徒数の年度推移（単位：人）



② 特別支援学級の児童・生徒数

【図表 2 3】 特別支援学級の児童・生徒数(令和 2 年 5 月 1 日現在)

	小学校		中学校		計	
	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数
知的障害	22	63 人	13	41 人	35	104 人
自閉・情緒障害	27	67 人	12	32 人	39	99 人
肢体不自由	4	4 人	0	0 人	4	4 人
病弱	8	9 人	6	8 人	14	17 人
難聴	0	0 人	1	1 人	1	1 人
弱視	1	1 人	0	0 人	1	1 人
計	62	144 人	32	82 人	94	226 人

③ 通級指導教室の児童・生徒数

通級指導教室は、小・中学校の通常の学級に在籍している比較的軽度の障害がある児童・生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するため、その障害の状態に応じて「特別の教育課程」による指導を行います。通級による指導は、その指導を必要とする児童生徒が、自校、あるいは、「通級指導教室」が開設されている他校に通い、指導を受けることとなります。市には、言語とLD・ADHDの2つの形態の教室があります。

【図表 2 4】 通級指導教室の児童・生徒数(令和 2 年 5 月 1 日現在)

	小学校	中学校	計
言語通級	101 人	0 人	101 人
LD・ADHD通級	14 人	0 人	14 人
計	115 人	0 人	115 人

④ 特別支援教育の重点施策

個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育と組織体制の充実

① 特別支援教育に関する専門的指導者の養成と人材活用

- ア) 特別支援教育講座（講座選択制）の実施
- イ) 特別支援教育コーディネーター等連絡会の開催（年2回）

② 専門家チームによる巡回相談の充実

- ア) 特別支援教育充実事業、教育相談と組織体制の充実

③ 特別支援教育に関わる校内委員会の機能強化と個別の支援体制の充実

- ア) 学校教育支援員の継続配置
- イ) 個別の教育支援計画および指導計画に基づいた校内体制による適切な支援

④ 家庭との連携による将来を見据えた継続的な就学支援の充実

- ア) 個に対応した適正な就学支援の推進
- イ) 関係機関との連携による就学相談の実施

(3) 就労期の状況

ハローワーク、就業・生活支援センター、行政機関、医療機関が支援を行います。また、日常生活の状況に応じて福祉サービスの利用などを行います。親元から離れて、入所施設やグループホームで生活することもできますが、障害者自ら選択できる自立生活を実現するには、社会資源の充実や生活基盤を安定させる必要があります。

特に、精神障害者の地域生活においては、住まい、医療、福祉サービスの連携した基盤整備が必要となっています。

(4) 障害のある子どもの進路

障害のある子どもの進路において、義務教育以降の障害に対する理解、家族支援も含む障害児支援が不足しているのが現状です。特に、特別支援教育が進む中、通常学級で学ぶ機会が増えている中で教育と福祉、就労分野が連携し、一般就労に向けた支援体制の構築、「キャリア教育・職業教育」の充実が求められています。

※キャリア教育・職業教育

「キャリア教育」とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」である。（中略）。

「職業教育」とは、「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」である。職業教育は、学校教育のみで完成するものではなく、生涯学習の観点を踏まえた教育の在り方を考える必要がある。（中略）。

出典：文部科学省 中央教育審議会平成23年1月31日「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（答申）16ページから抜粋

【図表 2 5】 鶴岡高等養護学校の卒業生の進路

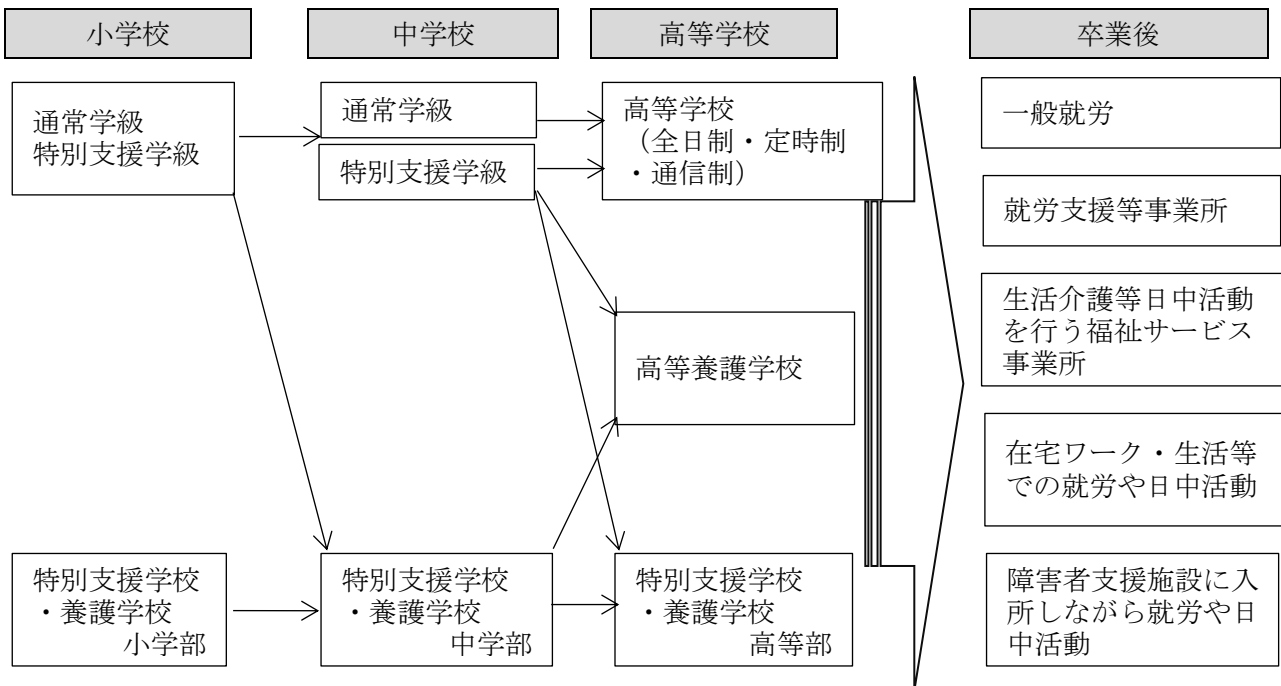
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
一般就労	18 人	11 人	13 人	9 人	12 人
福祉就労※	3 人	3 人	3 人	4 人	3 人
自宅等	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
卒業生数 (計)	21 人	14 人	16 人	13 人	15 人

※ 就労継続支援A型(雇用型)を含みます。

【図表 2 6】 鶴岡養護学校の卒業生の進路 (鶴岡市出身者のみ)

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
一般就労	3 人	1 人	—	—	—
就労移行支援	—	—	1 人	—	—
就労継続支援A型	—	—	1 人	2 人	1 人
就労継続支援B型	5 人	6 人	4 人	4 人	5 人
自立訓練	1 人	1 人	2 人		2 人
生活介護	2 人	2 人	2 人	5 人	3 人
在宅	2 人	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
計	13 人	10 人	10 人	11 人	11 人

【図表 2 7】 障害のある子どもの進路



(5) 県の専門機関における状況

① 児童相談所における支援

精神発達精密健康診査事業

市町村が実施する1歳6か月及び3歳児健康診査の結果、精神発達の遅れが疑われる子どもについて、市町村の依頼により精密健康診査を実施し、必要に応じて事後指導を行います。

令和1年度 1歳6か月 1件、3歳児 17件、事後指導 2件
児童福祉法10条3項に基づく検査 11件 ……計31件

② こども医療療育センター庄内支所における支援

肢体不自由児をはじめ、ことばや知的な発育に遅れのあるすべての子どもの通院による療育・訓練を実施しています。

(ア) 診療科目（令和1年度実績延べ人数）

内科、整形外科、小児科、歯科 年間受診者数 4,806人

(イ) リハビリテーション（令和1年度実績延べ人数）

理学療法、作業療法、言語療法 年間訓練者数 6,662人
(理学療法士2名、作業療法士2名、言語聴覚士2名)

(ウ) 障害児等療育等支援事業

a. 外来療育相談

障害がある方やご家族に対し、相談員を中心としてこども医療療育センターの職員が相談支援を行っています。

b. 地域療育機関への専門職員派遣

地域の障害児通所支援サービス事業所や障害のある子どもが通っている放課後児童クラブ等の機関に対して、利用者の障害に応じた専門職員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師等）が訪問し、技術の指導、助言を行います。

c. 療育機関に対する支援

療育機関の担当者の連絡会議や、障害のある子どもの療育に携わる保育士、幼稚園教諭、保健師、療育機関の職員を対象に研修会を行います。

(6) 障害児福祉サービスの状況

【図表 28】 障害児通所支援【市町村】（令和2年8月末現在）

サービス名		サービス内容	利用者数	事業所数
児童発達支援	児童発達支援センター	通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害のある子どもや家族への支援」、「地域の障害のある子どもを預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。	福祉型 0人	0か所
		医療の提供の有無によって、福祉型と医療型に分かれます。	医療型 0人	0か所
	児童発達支援	通所利用の未就学の障害のある子どもに対する支援を行う身近な療育の場です。	福祉型 27人	8か所
		医療の提供の有無によって、福祉型と医療型に分かれます。	医療型 0人	0か所
放課後等 デイサービス		学校就学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の学校の休業日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	198人	14か所
保育所等 訪問支援		保育所等を現在利用中の障害のある子ども、今後利用する予定の障害のある子どもに対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。	0人	1か所
障害児 相談支援		障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、基本相談支援を行い、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。	225人	5か所

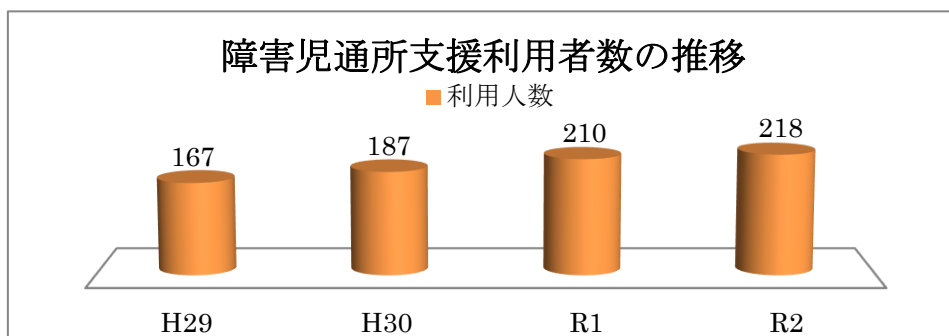
【図表 29】障害児入所支援【都道府県】（令和 2 年 8 月末現在）

サービス名	サービス内容	利用者数	事業所数
福祉型 障害児 入所施設	<p>障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。</p>	4 人	<p>県内 3 か所 鳥海学園 最上学園 やまなみ学 園</p>
医療型 障害児 入所施設	<p>障害児に対する施設は、以前は障害種別ごとに分かれていましたが、複数の障害に対応できるよう平成 24 年度より一元化が行われました。ただし、これまで同様に障害の特性に応じたサービス提供も認められています。</p> <p>18 歳以上の障害児施設入所者には、自立（地域生活への移行等）を目指した支援を提供します。</p> <p>*重症心身障害児施設は、重症心身障害の特性を踏まえ児者一貫した支援の継続を可能とします。</p> <p>*現に入所していた者が退所させられないように配慮されます。また、引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満 20 歳に達するまで利用することができます。</p>	1 人	<p>県内 3 か所 山形病院 米沢病院 こども医療 療育センタ ー</p>

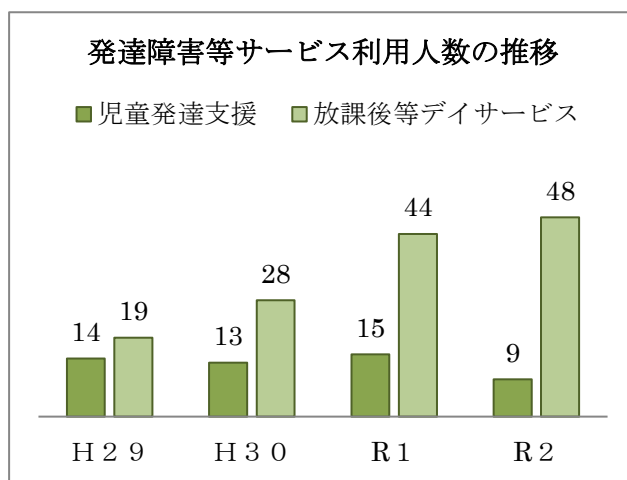
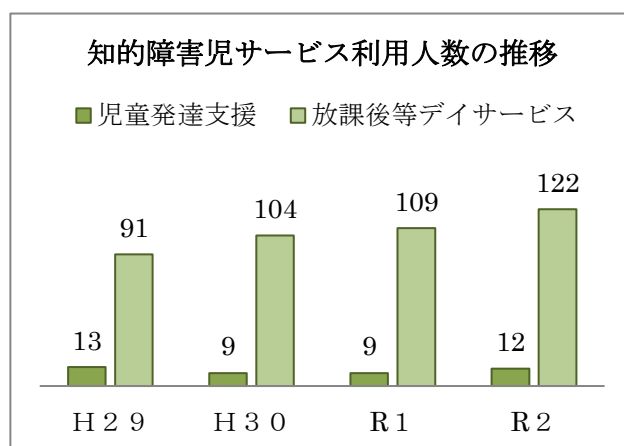
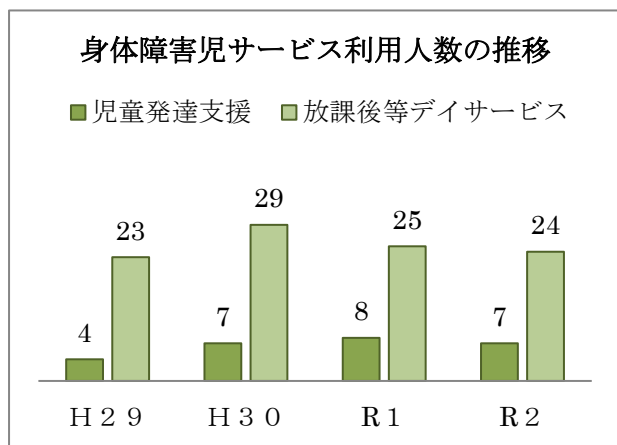
① 障害児通所支援の利用者数の推移

障害児通所支援の利用ニーズとともに事業所数が増加し、利用者も増加傾向にあり、平成29年度から比較して31.1%増加しています(図表30)。図表31の障害別障害児通所支援利用者数の年度推移では、身体障害のある子どもについては、横ばい傾向にありますが、発達障害と知的障害のある子どもは、増加傾向にあり、発達障害のある子どものサービス利用は、3年間で約2倍に増加しています。

【図表30】障害児通所支援利用者数の年度推移(単位:人)



【図表31】障害別障害児通所支援利用者数の年度推移(単位:人)



※ 図表31のサービス利用者数は、令和2年10月の利用実績で、サービス支給決定上の分類(手帳情報や医師意見書等)に基づいた人数となっています。障害が重複している場合は、どちらか一方に計上しています。

第3章 第5期障害福祉計画の成果目標と活動指標の進捗状況

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

本市の第5期障害福祉計画の地域移行の目標

平成28年10月末の施設入所者数（A）229人から

- 令和2年度末の地域生活に移行する障害者の目標を21人とします。
- 令和2年度末の入所者数の減少数目標を5人とします。

【図表32】

福祉施設入所者の 地域生活への移行		H30	R1	R2 (見込み)
入所施設から共同生活 援助(グループホーム)等 に移行した人数	目標	7人	14人	21人
	実績(B)	0人	0人	0人
	率B/A	—	—	—%
施設入所者数	目標	228人	226人	224人
	実績	226人	217人	216人
減少数	目標	2人	3人	5人
	実績(C)	2人	9人	8人
	率C/A	—	—	3.5%

※ 入所施設から共同生活援助（グループホーム）等に移行した人数は、施設替えを除く人数

《実績・評価》

入所施設から共同生活援助等への移行者について、21人を目標設定としていましたが、実績（見込）として移行した者はいませんでした。これについては、地域移行の推進を開始した平成24年度から数年において既に移行が可能な軽度障害の若年入所者の移行が終わり、入所者が重度高齢化した入所者が残ったものと考えられ、今後もこの傾向は継続すると思われま。

施設入所数の減少目標における実績については、入所者の死亡、高齢者施設への移行により目標以上の減少となっております。

2 福祉施設からの一般就労への移行

本市の第5期障害福祉計画の一般就労への移行の目標

- 平成28年度の福祉施設から一般就労した11人から、令和2年度末は17人（1.5倍）とします。
- 福祉施設利用者の内、平成28年度末の就労移行支援事業の利用者44人から、令和2年度末は就労移行支援を利用する人の目標を53人とします。

【図表 3 3】

福祉施設から一般就労への移行		H 3 0	R 1	R 2 (見込み)
福祉施設※から 一般就労した人数	目標	13 人	15 人	17 人
	実績	9 人	10 人 (19 人)	9 人 (28 人)
	率	—	—	2.5 倍
福祉施設の利用者が 就労移行支援を利用 した人数	目標	47 人	50 人	53 人
	実績	29 人	31 人 (60 人)	20 人 (80 人)
	率	—	—	182%増

※ 福祉施設：生活介護、自立訓練（機能、生活）、就労継続支援（A型、B型）をいう。

※ 表中かっこ書きは、平成 30 年度から令和 2 年度見込みまでの延べ人数

《実績・評価》

福祉施設から一般就労した者について 17 人を目標設定としていましたが、実績（見込）として移行した者は 28 人と平成 28 年度末の移行者に対して 2.5 倍となっています。

福祉施設の利用者が就労移行支援を利用した人数についても、目標 53 人に対して実績 80 人と大きく目標数値を超える結果となっています。

これらについては、平成 26 年度から平成 30 年度に就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所が新設されたことが要因として考えられます。

3 障害者の地域生活支援

本市の第 5 期障害福祉計画の地域生活支援拠点の整備の目標

- 地域生活支援拠点の整備を令和 2 年末までに 1 つを整備します。

【図表 3 4】

項目		R 2	備考
地域生活支援拠点の整備	目標	1 箇所	令和 2 年度末時点
	実績	1 箇所	

《実績・評価》

虐待等の緊急時の受け入れや障害者の養護者が要介護状態となった場合、あるいは、障害者の養護者が亡くなった場合など、住まいの確保が課題となっています。

また、施設や長期入院患者はもちろんのこと、地域（自宅）から地域（アパート、グループホーム等）で生活して行くため、地域（アパートやグループホーム等）での生活準備や、宿泊体験や生活訓練等の対応が求められており、その受け皿として、地域生活支援拠点の整備が必要となっているものです。

本市では、これら課題・ニーズへの対応に即し、地域生活支援拠点の面的整備について鶴岡市障害者相談支援センターを中心に、自立支援協議会で作られたネットワークを活用し、相談支援・短期入所・通所事業所への説明会を重ね、令和 3 年 3 月に整備要綱を策定して、設置に至りました。

4 自立支援給付の実績状況

(1) 訪問系サービス

居宅介護等の在宅サービスは、サービス提供事業所が減少傾向したにあることから見込みに対して実績は90%ほどとなっております。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響が減少しており、見込値を令和元年度と同数に補正しております。今後の利用傾向は横ばいで推移すると見込まれます。「行動援護」、「重度障害者等包括支援」は鶴岡市内に事業所がないため利用がありません。

【図表35】

事業名	年度	H30		R1		R2 (見込み)	
	単位	時間分	人	時間分	人	時間分	人
居宅介護	見込	3,168	198	3,168	200	3,200	202
	実績	2,852	169	2,861	173	2,861	173
	率	90.0%	85.4%	90.3%	86.5%	81.8%	83.2%
重度訪問 介護	見込	230	8	286	10	340	12
	実績	247	7	220	7	158	6
	率	107.4%	87.5%	76.9%	70.0%	46.5%	50.0%
行動援護	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
	率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
同行援護	見込	10	4	10	4	10	4
	実績	8	3	11	3	12	3
	率	80.0%	75.0%	110.0%	75.0%	120.0%	75.0%
重度障害者 等包括支援	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
	率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

サービス量の単位について「時間分」と「人日分」

「時間分」とは、「月間の利用人数」に1人1か月あたりの平均利用時間を乗じて得られた数値です。

例えば、1か月の利用人数が120人で、120人の平均利用時間が10時間だったときは、 $120人 \times 10時間 = 1200時間分$ となります。

「人日分」とは、「月間の利用人数」に1人1か月あたりの平均利用日数を乗じて得られた数値です。

例えば、1か月の利用人数が20人で、20人の1か月あたりの平均利用日数が15日だったときは、 $20人 \times 15日 = 300人日分$ となります。

(2) 日中活動系サービス

生活介護の進捗状況は、ほぼ見込み通りとなっておりますが、利用者数は微減に対して利用量は微増している状況であることから、重度化が進行していると思われます。

自立訓練は、精神障害者や発達障害者等の利用ニーズを見込み設定しておりましたが見込み量よりも少ない状況であり、利用者、利用量ともに減少化が進んでいます。

【図表 3 6】

事業名	年度	H 3 0		R 1		R 2 (見込み)	
	単位	人日分	人	人日分	人	人日分	人
生活介護	見込	6,035	355	6,137	361	6,239	367
	実績	6,545	343	6,622	345	6,752	347
	率	108.5%	96.6%	107.9%	95.6%	108.2%	94.6%
自立訓練 (機能訓練)	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
	率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
自立訓練 (生活訓練)	見込	1,080	72	1,080	72	1,080	70
	実績	1,009	70	819	56	724	51
	率	93.4%	97.2%	75.8%	77.8%	67.0%	72.9%

(3) 就労系サービス

就労移行支援は、見込み量を大幅に下回っています。精神障害者や発達障害者のニーズから平成28年度に新規事業所が立ち上がりましたが、当面、横ばい傾向が続くものと思われます。

就労継続支援A型、B型の実績は、ほぼ見込み通りとなっています。就労継続支援A型は、令和元年度に事業所数が1つ増えたことにより、利用者・利用量は増加しています。就労継続支援B型は、平成27年度以降新規事業所が多く立ち上がったことから増加傾向にありましたが、平成30年度以降は定員充足から横ばい、減少化傾向にあります。今後の動向に注視が必要です。

【図表37】

事業名	年度	H30		R1		R2 (見込み)	
	単位	人日分	人	人日分	人	人日分	人
就労移行支援	見込	768	48	800	50	848	53
	実績	539	34	489	32	557	38
	率	70.2%	70.8%	61.1%	64.0%	65.7%	71.7%
就労継続支援 A型	見込	1,460	73	1,520	76	1,580	79
	実績	1,398	68	1,599	78	1,870	90
	率	95.8%	93.2%	105.2%	102.6%	118.4%	113.9%
就労継続支援 B型	見込	9,936	562	10,152	564	10,368	576
	実績	10,128	572	10,251	574	10,196	567
	率	101.9%	101.8%	101.0%	101.8%	98.3%	98.4%

(4) 居住系サービス

共同生活援助、施設入所支援は、見込み量を若干下回っています。共同生活援助は、平成26年度から30年度にかけてサービス提供事業所の増設により利用者が増加しているものの、現在、満床状態となり横ばい傾向となると思われます。

【図表38】

事業名	年度	H30	R1	R2 (見込み)
	単位	人	人	人
自立訓練（宿泊）	見込	0	0	0
	実績	0	0	0
共同生活援助	見込	205	218	232
	実績	203	206	213
	率	99.0%	94.5%	91.8%
施設入所支援	見込	228	226	224
	実績	226	217	209
	率	99.1%	96.0%	93.3%

(5) その他のサービス

短期入所は、平成28年度以降、高齢者施設の併設・空床利用事業所が立ち上がり、利用量も増加傾向にあったが、令和2年度においては新型コロナウイルスの影響から減少しています。今後の動向に注視が必要です。

療養介護は、山形病院や米沢病院等、入院しながら医療的ケアを必要とする障害のある方が病院内で行われる療養・訓練、日常生活上の支援を受けるサービスです。医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。

【図表39】

事業名	年度	H30		R1		R2（見込み）	
	単位	人日分	人	人日分	人	人日分	人
療養介護	見込	—	23	—	23	—	23
	実績	—	23	—	23	—	23
	率	—	100%	—	100%	—	100%
短期入所 (福祉型・ 医療型)	見込	420	70	480	80	480	80
	実績	442	69	541	83	439	74
	率	105.2%	98.6%	112.7%	103.8%	91.5%	92.5%

5 地域生活支援事業の実績状況

地域生活支援事業は、自立支援給付以外の障害福祉サービスで、それぞれの市町村の特性や状況に応じて柔軟に事業を定め、障害者が地域の中で自立した生活を営むことができるように行う事業の総称です。障害者がその地域で安心して地域生活が送れるように支援することを目的としています。

(1) 必須事業

【図表 40】

事業名	事業内容	H30	R1	R2 (見込み)
理解促進研修・ 啓発事業	市民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行っています。	有	有	有
自発的活動 支援事業	障害者、その家族、市民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援しています。	有	有	有
障害者 相談支援事業	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）ピアカウンセリング等を行います。	2 か所	2 か所	2 か所
住宅入居等 支援事業	障害者等の住宅入居に必要な調整等に係る支援や家主等への相談・助言を行ないます。	1 か所	1 か所	1 か所
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬を助成します。	1 人	1 人	3 人
手話通訳奉仕員 派遣事業	手話通訳者、手話奉仕員を派遣します。	161 回	172 回	140 回
要約筆記奉仕員 派遣事業	要約筆記者を派遣します。	20 回	29 回	6 回
手話通訳者 設置事業	聴覚障害者等の相談支援のために手話通訳者を設置します。	1 か所	1 か所	1 か所
日常生活用具 給付等事業	重度障害者等に自立支援用具等の日常生活用具を給付します。	2235 件	2175 件	2175 件
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に外出のための支援を行います。	174 人	177 人	180 人
地域活動 支援センター	障害者等を通わせ、創作的活動、生産活動の機会を提供し地域生活支援の促進を図ります。	1 か所	1 か所	1 か所

(2) 任意事業

障害者の地域生活等でのニーズを踏まえ、快適な生活を送るための多様な福祉資源の整備を図ります。地域の実情に応じて、その個性や適性を生かしながら能力を発揮できる環境づくりを進め、現在提供しているサービスを継続して実施します。また、その需要・必要性等を考慮して、積極的に支援しています。

【図表 4 1】

事業名	事業内容	H 3 0	R 1	R 2 (見込み)
訪問入浴 サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供します。	1 4 人	1 4 人	1 4 人
職親委託制度	知的障害者を一定期間預け、生活指導、技能習得訓練等を行い雇用の促進を図ります。	0 人	0 人	0 人
日中一時支援事業 (日帰り短期入所)	障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため日帰りで預かるサービスです。	2 2 人	1 8 人	1 8 人
日中一時支援事業 (タイムケア事業)	障害のある子どもを日中の一定時間通所させ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。	1 9 人	1 7 人	1 7 人
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の者に、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行いません。	0 人	0 人	0 人
スポーツ教室等 開催事業	スポーツ教室の開催、「福祉体育祭」の開催により社会参加の促進を図ります。	有	有	有
声の広報等 発行事業	視覚障害者の方に、音声訳により、「市の広報」、「市議会だより」を提供します。	1 9 人	1 4 人	1 5 人
		1 2 回	1 2 回	1 2 回

第4章 第1期障害児福祉計画の成果目標と活動指標の進捗状況

1 障害児支援の提供体制の整備等

本市の第1期障害児福祉計画の障害児支援体制の整備等の目標

- 児童発達支援センターを令和2年度末までに市に1ヶ所以上設置します。
- 令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を最低でも各1ヶ所を確保します。
- 令和2年4月1日現在で、市に医療的ケア児への適切な支援に向け、保健、医療、障害福祉等関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。

【図表42】

項目	目標数値	備考
	実績	
児童発達支援センターの設置	1 箇所	令和2年度末時点
	0 箇所	
重症心身障害児支援事業所の確保 (児童発達支援事業所)	1 箇所	令和2年度末時点
	2 箇所	
重症心身障害児支援事業所の確保 (放課後等デイサービス事業所)	1 箇所	令和2年度末時点
	2 箇所	
医療的ケア児への適切な支援に向け、保健、医療、障害福祉等関係機関が連携を図るための協議の場の設置	1 箇所	令和2年度末時点
	1 箇所	

【実績・評価】

医療的ケア児への適切な支援に向け、保健、医療、障害福祉等関係機関が連携を図るための協議の場の設置については、自立支援協議会における専門部会（相談支援部会、こども部会）における協議により対応を図っています。

児童発達支援センターについては、設置には至っていませんが、障害児相談支援事業所においてその機能的な役割はある程度補完しており、今後、専門職の増配置等整備を図っていきます。

重症心身障害児支援事業所については、2ヶ所の既存事業所により対応を図っていません。

2 障害児通所支援の実績状況

障害児通所支援事業は、平成28年以降、新規参入の事業所が増加しており、放課後等デイサービスの利用者は大幅に増加しています。特に障害者手帳がなく、医師の診断に基づく発達障害児等の利用が増えており、令和2年度においても利用ニーズは高く、定員超過の状態、今後もこの傾向は続くものと考えられます。

【図表43】

事業名	年度	H30		R1		R2 (見込み)	
	単位	人日分	人	人日分	人	人日分	人
児童発達支援	見込	420	42	440	44	460	46
	実績	322	30	373	33	330	25
	率	76.7%	71.4%	84.8%	75.0%	71.7%	54.3%
放課後等デイサービス	見込	2,544	159	2,720	170	2,896	181
	実績	2,450	157	2,727	177	2,976	192
	率	96.3%	98.7%	100.3%	104.1%	102.8%	106.1%
保育所等 訪問支援	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
	率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
医療型児童 発達支援	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
	率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
障害児 相談支援	見込		58		65		72
	実績		44		62		82
	率		75.9%		95.4%		113.9%

第5章 第6期障害福祉計画の成果目標と活動指標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

《国の目標値》

- ① 令和元年度末時点の施設入所者のうち、令和5年度末までにグループホーム等へ移行するものの数を、移行率6%以上とする。
- ② 施設入所利用者の減少見込み数を、減少率1.6%以上とする。

【試算】

- ① 令和元年度末の人数217人×6% ≒ 13人
- ② 令和元年度末の人数217人×1.6% ≒ 4人

《目標設定に関する本市の考え方》

- 地域生活移行者・施設入所者の削減については、これまでの本市における地域生活への移行実績や障害支援区分の状況、ニーズ調査結果に基づき目標の設定を行います。
- 地域生活移行者について、現行の施設入所者の状況が重度・高齢化であることから、グループホームや共同住宅等への移行は見込めない状況であります。よって、移行率を国の設定目標6%に対して市の目標設置を1%に設定します。
- 施設入所利用者の減少見込み数については、平成29年度から令和元年度の実績を踏まえ、国の設定目標1.6%以上を市の目標数値として設定します。

【図表44】

項目	数値	考え方
現時点の施設入所者数 (A)	217人	令和元年度末時点
目標年度の施設入所者数 (B)	213人	令和5年度末時点
【目標値】地域生活移行者数 (C)	2人	令和5年度末までにグループホーム等へ移行するものの数
[地域生活移行率] (C) / (A)	0.9%	(移行率約1%とする)
【目標値】削減見込 (A - B)	4人	差引減少見込み数
[減少率] ((A) - (B)) / (A)	1.6%	(減少率1.6%以上とする)

《目標達成に向けた施策の方向性》

- 入所施設の取り組みの強化
障害者のニーズを尊重するとともに計画相談支援と相まって入所施設の地域移行の取り組みを強化します。
- 住まいの場の確保
グループホーム事業所の新規開設や公営住宅の利用促進を図るとともに、公営住宅のグループホーム化についても実施に向けて検討を進めます。
- 地域における理解の促進
障害者の生活を支える地域で障害や障害者への理解を促進するため、様々な機会を通じて啓発活動を行います。

2 地域生活支援拠点の整備

《国の目標値》

- ① 地域生活支援拠点の整備について、令和5年度末までに市に1か所以上を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

《目標設定に関する本市の考え方》

国の基本指針に即して設定する。

【図表45】

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点の整備	1か所	令和3年3月設置
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	1回	令和3年度から年1回

《目標達成に向けた施策の方向性》

- 拠点に対するサービス提供事業所や関係機関等の理解促進と連携

地域生活支援拠点は、障害者の重度化、高齢化、「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応などができる拠点を整備することが求められているものです。

本市では、基幹相談支援センターである障害者相談支援センターを中心に各サービス事業所が連携・分担してその機能を担う体制の「面的整備型」として設置し、その運用状況の検証及び検討については、自立支援協議会により行っていきます。

3 福祉施設から一般就労への移行

《国の目標値》

- ① 令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数を、令和元年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数の1.27倍以上とする。
- ② 令和5年度末の就労移行支援事業利用者の一般就労移行者数を、令和元年度末の移行者数の1.3倍以上とする。
- ③ 令和5年度末の就労継続支援A型事業利用者の一般就労移行者数を、令和元年度末の移行者数の1.26倍以上とする。
- ④ 令和5年度末の就労継続支援B型事業利用者の一般就労移行者数を、令和元年度末の移行者数の1.23倍以上とする。
- ⑤ 令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者（就労移行後6月以上経過した者に限る。）のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合を7割以上とする。

《目標設定に関する本市の考え方》

福祉施設から一般就労への移行については、これまでの本市における一般就労移行実績やサービス事業所の状況を勘案し目標の設定を行います。

【図表46】

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数（A）	10人	令和元年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数（B）	13人	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数
[増加率]（B）／（A）	1.3倍	（1.27倍以上とする）
現在の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数（C）	6人	就労移行支援事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
目標年度の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数（D）	8人	就労移行支援事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数
[増加率]（D）／（C）	1.3倍	（1.30倍以上とする）
現在の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数（E）	2人	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
目標年度の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数（F）	3人	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数
[増加率]（F）／（E）	1.5倍	（概ね1.26倍以上とする）

現在の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数（G）	1人	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
目標年度の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数（H）	2人	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数
[増加率]（H）／（G）	2.0倍	<u>（概ね1.23倍以上とする）</u>
現在の年間一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数	5人	平成31年4月から令和元年9月の間に福祉施設を退所し、一般就労に移行した者の数
	0人	上記のうち、就労定着支援事業を利用した人数
目標年度の年間一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	7割	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者（就労移行後6月以上経過した者に限る。）のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合（ <u>7割以上とする</u> ）

《目標達成に向けた施策の方向性》

- 一般就労に向けた福祉施設の取り組みに対する支援
自立支援協議会の「しごと部会」におけるネットワークを活用し、情報共有と一般就労への取り組みを推進します。
- 就労移行支援における利用者及び事業者の確保
就労移行支援事業の利用促進に向けて事業内容等などの情報を提供するとともに、新規事業所の開設を促進します。
- ハローワーク等関係機関の就労支援策の活用を行います。

4 相談支援体制の充実・強化等

《国の目標値》

令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。

《目標設定に関する本市の考え方》

国の基本指針に即して設定します。

《目標達成に向けた施策の方向性》

- 自立支援協議会相談支援部会を通じて、基幹相談支援センターが主体となり、各地域相談支援事業所に対して専門的な指導・助言や人材育成支援などを実施します。

5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

《国の目標値》

令和5年度末までに、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

《目標設定に関する本市の考え方》

国の基本指針に即して設定します。

《目標達成に向けた施策の方向性》

- 県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修に対して、市町村職員の積極的な参加を促します。
- 障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を分析してその結果の活用し、事業所等と共有する体制を構築します。

6 自立支援給付の見込量

前期計画中の利用実績やアンケートによるニーズ調査等をもとにサービスごとに利用人数を推計し、それらの必要なサービス量を「利用人数」と「利用時間」、「利用延べ日数」（月単位）として算出しています。

【サービス実施の基本的な考え方】

計画相談支援による的確なニーズ把握と適切なサービス利用の促進を図るとともに必要な障害福祉サービスや身近な地域でサービスが受けられるよう関係機関等との連携を図ります。

支給決定にあたっては、本人または家族等からの丁寧なアセスメントを実施し、サービスの適切な利用のため、必要な情報提供と国の取扱事務要領及び市独自の支給決定ガイドライン等に基づき、適切な支給量を決定し、円滑な利用を図り障害者等の自立生活を支援していきます。

【図表 4 7】訪問系サービス

サービス種別	単位	R 3	R 4	R 5
居宅介護	人	175	177	179
	時間分	2,890	2,919	2,949
重度訪問介護	人	8	9	10
	時間分	252	284	316
同行援護	人	4	4	4
	時間分	11	11	11
行動援護	人	0	0	0
	時間分	0	0	0
重度障害者等包括支援	人	0	0	0
	時間分	0	0	0

《確保のための方策》

- 障害支援区分に応じた訪問系サービスを提供できるよう、障害支援区分の適切な認定と国の取扱い事務要領や市が定めるガイドラインに基づき適正な支給を行います。
- 「行動援護」、「重度障害者等包括支援」は、ニーズの動向を踏まえ、事業者の積極的な参入を促進するため、介護職の人材育成及び提供体制の整備を検討していきます。

【図表 4 8】日中活動系サービス

サービス種別	単位	R 3	R 4	R 5
生活介護	人	354	358	362
	人日分	6,828	6,897	6,966
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0
	人日分	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人	54	54	54
	人日分	810	810	810

《確保のための方策》

- 利用者が住み慣れた地域で安心して生活や労働ができるように、各地域の状況を把握し、サービスの向上に努めます。

【図表 4 9】就労系サービス

サービス種別	単位	R 3	R 4	R 5
就労移行支援	人	41	44	47
	人日分	638	670	704
就労継続支援（A型）	人	94	99	104
	人日分	1,888	1,983	2,083
就労継続支援（B型）	人	573	579	585
	人日分	10,825	10,934	11,044
就労定着支援	人	7	8	9

《確保のための方策》

- 就労系サービスについては、障害者の経済的自立を進める観点から、労働環境の整備と工賃向上のため、公共機関での物品や役務の業務の優先発注を行い、福祉的就労の充実を支援します。

【図表 5 0】その他のサービス

サービス種別	単位	R 3	R 4	R 5
療養介護	人	23	23	23
短期入所	人	84	85	86
	人日分	647	654	661

《確保のための方策》

- 医療的ケアを必要とする重度の障害児者の医療型短期入所について、新規事業所の開設・参入を促進し、サービス提供体制の充実を図ります。

【図表 5 1】 居住系サービス

サービス種別	単位	R 3	R 4	R 5
自立生活援助	人	0	0	0
共同生活援助(グループホーム)	人	215	218	221
施設入所支援	人	215	214	213

※年間の利用人数に1/12乗じ、月間の利用人数としたものです。

《確保のための方策》

- 利用者のニーズを把握し、多様な形態のグループホームができるよう各事業所の参入を促進し提供体制の充実を図ります。
- 地域移行の促進が図られるよう利用者や家族への情報提供を行います。

【図表 5 2】 計画相談サービス

サービス種別	単位	R 3	R 4	R 5
計画相談支援	人	298	301	305
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	7	8	9

※年間の利用人数に1/12乗じ、月間の利用人数としたものです。

《確保のための方策》

- 適切な「サービス等利用計画」が作成されるよう相談支援専門員一人ひとりのケアマネジメント力の向上を図るため、自立支援協議会「相談支援部会」等において研修会の開催やケース検討会などを行うとともに、国や県で実施する研修会に参加するなど資質向上を図ります。

7 その他の活動指標（見込量）

◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【図表 5 3】 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

内容	単位	R 3	R 4	R 5
①開催回数	回	1	1	1
②参加者数	人	18	18	18
③目標設定及び評価の実施	回	1	1	1

《確保のための方策》

- 自立支援協議会の相談支援部会により、精神障害者の地域移行について、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設定し、年1回以上の会議を実施していきます。

◆ 地域生活支援拠点等

【図表 5 4】 地域生活支援拠点の検証会議

内容	単位	R 3	R 4	R 5	推計の考え方
地域生活支援拠点機能の検証実施回数	回	6	6	6	地域自立支援協議会（相談支援部会）における情報交換を年 6 回設定

《確保のための方策》

- 自立支援協議会の相談支援部会により、地域生活支援拠点事業の取組み状況について検証を行ってまいります。

◆ 相談支援体制の充実・強化等

【図表 5 5】 相談支援体制の充実・強化の取組み等

内容	単位	R 3	R 4	R 5	推計の考え方
地域の相談支援事業者への訪問による専門的な指導・助言件数	回	10	10	10	鶴岡市障害者地域自立支援協会相談部会（概ね月 1 回）による
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	回	10	10	10	鶴岡市障害者地域自立支援協会相談部会（概ね月 1 回）による
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	10	10	10	鶴岡市障害者地域自立支援協会相談部会（概ね月 1 回）による

《確保のための方策》

- 自立支援協議会の相談支援部会において、地域の相談支援事業者への支援を行ってまいります。

◆ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【図表 5 6】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組等

内容	単位	R 3	R 4	R 5
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市町村職員の参加人数	人	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を共有する体制の構築及びその実施回数	回	1	1	1

《確保のための方策》

- 市職員の障害福祉サービス等の研修会参加を促すと共に、障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析し、その内容について事業所と共有を図ります。

第6章 第2期障害児福祉計画の成果目標と活動指標

1 障害児支援の提供体制の整備等

《国の目標値》

- ① 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に最低でも1ヶ所以上設置し、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ② 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を最低でも各1ヶ所を確保する。
- ③ 令和5年度末までに各市町村において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

《目標設定に関する本市の考え方》

国の基本指針に即して設定していますが、障害児支援の提供体制の整備における事業所の設置か所数については、機能的に概ね補完されている提供体制の場合も設置とみなして目標設定しています。

【図表57】

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	令和5年度末時点の設置数（各市町村に少なくとも1ヶ所以上設置）
保育所等訪問支援事業の実施	1か所	令和5年度末時点の事業所数（各市町村においても少なくとも1ヶ所以上設置）
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	2か所	令和5年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数（各市町村に少なくとも1ヶ所確保）
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2か所	令和5年度末の主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数（各市町村に少なくとも1ヶ所確保）
医療的ケア児支援協議の場の設置状況	有	
医療的ケア児等コーディネーターの配置	3名	令和5年度末の配置人数（全ての市町村において配置）

《目標達成に向けた施策の方向性》

- 児童発達支援センター（機能）を中核とした地域の支援体制の構築
児童発達支援センター機能を持つ相談支援事業所を核とし、子育てや教育などの施策で行う障害児支援に対し、後方支援ができる支援体制を構築します。
- 重症心身障害児に対する支援体制の充実と医療的ケア児に対する支援体制の整備
重症心身障害児や医療的ケア児の数を把握するとともに、関係機関と連携し支援体制の検討と構築を図ります。
- 発達障害のある子どもの支援体制の充実
保健、医療、福祉、教育などの各関係機関との協議の場を活用し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援体制の構築に向け検討を行います。

2 障害児通所支援の見込量

《サービス実施の基本的な考え方》

障害児相談支援により、的確なニーズ把握と適切なサービス利用の促進を図るとともに必要な障害福祉サービスや身近な地域でサービスが受けられるよう関係機関等との連携を図ります。また、支給決定にあたっては、本人または家族等からの丁寧なアセスメントを実施し、サービスの適切な利用のため、必要な情報提供と国の取扱事務要領及び市独自の支給決定ガイドライン等に基づき、適切な支給量を決定し、円滑な利用を図り障害児の生活を支援していきます。

【図表 5 8】

サービス種別	単位	R 3	R 4	R 5
児童発達支援	人	38	40	42
	人日分	446	469	493
放課後等デイサービス	人	200	210	221
	人日分	3,155	3,313	3,479
保育所等訪問支援	人	10	10	10
	人日分	20	20	20
医療型児童発達支援	人	0	0	0
	人日分	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0
	人日分	0	0	0
障害児相談支援	人	84	89	94
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	人	3	3	3

《確保のための方策》

- 市内の各サービス提供事業所のサービスの質の向上を図るため、事業所間での情報共有や事例検討等が図られるよう自立支援協議会を活用し提供体制の充実を図ります。
- 医療型児童発達支援は、対象及びサービス提供事業所が限られており、市内ではサービスを利用している方がいないこともあり、必要に応じ支給決定を行っていきます。
- 養護者の疾病や様々な理由（一時休息を含む）から、短期入所を利用したいというニーズがありますが、短期入所事業所が少なく、特に、医療的ケアが必要な子どものための利用事業所がないのが現状であるため、医療的ケアが必要な子どものための短期入所（医療型等）の新規事業所の開設を促進します。
- 保育所等訪問支援については、教育と福祉のより一層の連携を行い、支援を必要としている子どもやその保護者が必要なサービスを利用できる体制の構築を図ります。

3 発達障害者等に対する支援の強化

【図表 5 9】ペアレントトレーニング受講者数

内容	単位	R 3	R 4	R 5	推計の考え方
ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数	人	50	50	50	県が実施する講習会について、管内事業所への周知・啓発を図る。

《確保のための方策》

- 自立支援協議会の発達障害部会等において、障害児通所支援事業所と連携し、ペアレントトレーニング等の周知・啓発を図っていきます。

第7章 地域生活支援事業の活動指標

地域生活支援事業の実施にあたっては、必須事業及び任意事業ともども、様々な媒体からの情報提供を充実するとともに、相談支援による的確なニーズ把握と適切なサービス利用の促進を図ります。

1 必須事業の見込量

【図表60】

事業名		R 3	R 4	R 5
理解促進・啓発事業		有	有	有
自発的活動支援事業		有	有	有
相談支援事業		1 か所	1 か所	1 か所
基幹相談支援センター		1 か所	1 か所	1 か所
相談支援機能強化事業		有	有	有
成年後見制度利用支援事業		4 人	5 人	6 人
住宅入居等支援事業		有	有	有
障害児相談支援事業		1 か所	1 か所	1 か所
意思疎通	手話通訳奉仕員派遣事業	150 回	155 回	160 回
	要約筆記奉仕員派遣事業	25 回	30 回	33 回
	手話通訳者設置事業	1 か所	1 か所	1 か所
	手話通訳奉仕員養成事業	25 人	25 人	30 人
日常生活用具	介護・訓練支援用具	16 件	18 件	20 件
	自立生活支援用具	17 件	17 件	17 件
	在宅療養等支援用具	36 件	38 件	38 件
	情報・意思疎通支援用具	13 件	15 件	17 件
	排泄管理支援用具	1,930 件	1,940 件	1,950 件
	居宅生活動作補助用具	6 件	6 件	6 件
移動支援事業		20 人	20 人	20 人
		1,834 時間	1,834 時間	1,834 時間
地域活動支援センター		1 か所	1 か所	1 か所

《確保のための方策》

- サービスの内容や対象者などをわかりやすくするなど、利用者のもとに情報が届くよう情報提供体制を充実します。
- 障害者本人や家族等からの成年後見に関する相談に応じて、必要な情報や助言を提供するとともに、成年後見利用支援制度の周知に努めます。
- 市民の障害者等に対する理解や認識を深めるため、講演会や研修会等を開催します。

- 意思疎通支援事業を推進するため、手話奉仕員派遣事業及び要約筆記奉仕員派遣事業の委託による実施を継続します。また、「手話奉仕員養成講座」などの継続した実施により、各奉仕員の確保と資質の向上を図っていきます。
- 要約筆記者の育成については、パソコンなどでの要約筆記のニーズが高まっていることから、担い手となる市民に情報提供するとともに、様々な講演会や会議などの機会を捉えて理解促進に努めます。
- 県が実施する要約筆記者養成事業と連携しながら要約筆記者の育成を推進するとともに、市内のボランティアグループの支援を行っていきます。
- 日常生活用具については、障害の特性に合わせた用具の給付に努めます。
- 移動支援事業は、ガイドラインに基づいて、障害者等の外出等の支援による社会参加の促進を図ります。
- 地域活動支援センターを設置し、障害者に創作的活動、生産活動、日常生活支援及び利用者間交流などの機会を提供し、社会との交流の促進を図るなどの機能を強化するとともに、利用定員の増加などを図ります。

2 任意事業の見込量

【図表 6 1】

事業名	R 3	R 4	R 5
訪問入浴サービス事業	14人	14人	14人
日中一時支援事業	35人	38人	41人
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	有	有	有
声の広報等発行事業	20人	20人	20人
	16回	16回	16回

注：事業名は国の地域生活支援事業実施要綱に基づく事業名となっています。

《確保のための方策》

- 任意事業については、各事業の支給決定量とサービス利用量の状況を把握し、地域のニーズに合わせて継続して実施していくとともに、事業の周知、事業内容の充実を努めます。また、障害者等の地域生活への移行状況、生活実態及びニーズなどを十分に考慮しながら、事業の見直しや必要な事業の創設等を行っていきます。

第8章 その他の重点事項と基本的方向

1 地域共生のまちづくりの推進

- あらゆる機会や場を通じて、すべての市民に障害に関する知識や障害のある人への理解啓発を行い、ノーマライゼーションの理念の普及を推進します。
- 公共施設等の利用における物理的なバリアフリーをはじめ、障害のある人の社会参加・社会参画の際の制度のバリアフリー、必要な情報を入手できる情報のバリアフリー、障害のある人等への理解・意識醸成等の心のバリアフリーを進めます。
- 地域住民の障害理解を促進するために、地域自治会、民生委員児童委員、企業や行政機関などに対し、地域やそれぞれの団体等の実情やニーズに応じて、講師の派遣や講演内容の充実を図り、適切な学習の機会を提供します。
- 各種広報誌など多様な媒体を活用し、障害者等の人権尊重や障害への理解などをテーマとする広報・啓発を進めます。
- 障害のある人の地域活動・社会参加を推進し、生涯学習や文化芸術活動、スポーツに参加できる場や機会、環境の整備に努めます。

2 権利擁護の推進

① 差別の解消

- 令和2年4月に施行した「鶴岡市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、差別解消の推進のための施策を展開します。
- 障害者差別解消の推進に関する協議の場を設置し、具体的な事例や啓発活動等について検討します。
- 民間事業者に対し、障害を理由とした不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供の必要性について周知を図ります。

② 虐待の防止

- 障害者虐待防止の研修会等を開催し、虐待防止の理解を深め、予防に取り組むとともに、虐待行為に対しては厳正に対処するなど、養護者虐待や施設従事者等の虐待防止に取り組めます。

③ 成年後見制度

- 判断に支援を必要とする人が安心してサービスを利用できるよう権利擁護体制の充実を図るとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう成年後見制度の利用促進を行います。
- 成年後見制度に係る中核的機関及び協議会の設置等、地域連携ネットワークの構築を検討します。

3 発達障害者等への支援

- 抵抗感が少なく、身近でわかりやすい相談窓口を設置し、誰もが支援を受けやすい環境づくりを進めます。
- 関係機関との連携を図りながら、障害の早期把握・早期対応を進めるとともに、障害の状況に応じて、幼少期からライフステージを見通した、一貫性と継続性が保障される支援体制を構築します。
- ライフステージが変化しても支援内容が引き継がれるよう、県で作成した「やまがたサポートファイル」(※1)等の活用を進め、支援に関する情報の共有化を図ります。
- 関係機関によるきめ細かな情報提供と相談の充実により、支援が必要な発達障害児・者及びその家族を支援します。
- 本人を取り巻く地域社会への発達障害に関する理解を促進するとともに、地域の発達障害にかかわる専門機関や専門人材等の充実を図ります。
- 保護者の「子どもの育ちを支える力」を向上させるため、県の発達障害者支援センターと連携し、ペアレントメンター(※2)やペアレントトレーニング(※3)等の支援を行っていくとともに、人材の育成を図ります。
- 幼児期の早い時期から周囲が発達障害の特性を理解し、適切に対応することで二次障害等(不登校やひきこもり等)を防ぎ、特性に応じた社会参加や就労につなげられるよう、幼児期から学童期、成年期のそれぞれのライフステージに関わる関係機関(保健、医療、福祉、教育、雇用等)の連携を強化するため、協議の場を設置します。

※1 やまがたサポートファイル

山形県が県内統一の情報共有ツールとして作成したもので、発達障害等の支援が必要な方の個性や必要な配慮などの情報をファイリングしていくもの。

※2 ペアレントメンター

自らも発達障害のある子育てを経験した人が相談支援のトレーニングを受け、同じような発達障害のある子どもを持つ親に対し、共感的なサポートと相談支援を行う人のこと。

※3 ペアレントトレーニング

保護者がより良い子供とのかかわり方を学び、日常の子育ての困りごと解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム

4 就労支援の充実

① 就労機会の拡大について

- 相談支援事業や自立支援協議会「しごと部会」の活動を通じて、各関係機関の持つ役割や雇用支援施策を広く企業や市民の皆様にご覧いただきとともに、各関係機関との連携を図ります。
- 障害者優先調達法に基づいて市の調達方針を策定・公表し、市が発注する物品や役務について発注機会の拡大を図ります。
- 農福連携（※1）では、農業関係者や障害者通所施設等が情報共有され、マッチングが図れるよう、農福連携をコーディネートできるしくみづくりを進めます。また、県や庁内関係課等と連携し、各分野の政策や課題の共有を進めます。
- 障害のある方が、一般就労を継続するため、日常生活支援や悩みを気軽に相談できる体制、就労意欲の継続を促進する支援を行います。
- 障害福祉サービスでは対応できない方の社会参加への支援を行うため、就学中も含めて、どの年代からでも社会生活訓練や一般就労のための訓練・準備等が行われるような体制の構築や、社会資源の創出等について協議を行ってまいります。

② 民間事業所等への就労支援

- 障害者等の職場定着支援については、ジョブコーチ（※2）や障害者就業・生活支援センター（※3）、「就労定着支援」等を積極的に活用し、障害者等が職場に定着できるよう支援します。
- 県労働局、ハローワークが進める障害者就労支援の各サービスや各促進事業と連携、協力するとともに、自立支援協議会の「しごと部会」で、情報共有や多職種のネットワークによる支援体制の構築を図ります。
- 障害者通所施設間のネットワークを強化し、自主製品の開発・販路、PR方法、作業環境や利用者への関わり方等について情報交換ができる場を設置し、工賃向上につながるような支援を行います。

※1 農福連携

農業サイドと福祉サイドが連携をすることで、農業分野で障害者等の働く場所づくり、あるいは居場所づくりを実現しようとする取組みの総称

※2 ジョブコーチ

障害特性を踏まえた直接的で専門的な支援を行い、障害者の職場適応、定着を図ることを目的とする公的サポート制度

※3 障害者就業・生活支援センター

就労を希望する障害者に雇用や福祉の関係機関と連携して就業面だけでなく生活面も含めた支援を行うセンター

5 地域包括ケアシステムの構築

① 地域包括ケアシステムの構築

- 地域包括ケアの中核的な機関で重要な役割を担う「地域包括支援センター」の包括的なワンストップ機能を活かし、障害者等の相談機能の拡充等を実施し、より身近な場所での取り組みを促進します。

鶴岡市障害者施策推進協議会委員（令和2年度）

所 属	職名等	氏 名
東北公益文科大学	教授	澤邊 みさ子
社会福祉法人 恵泉会 元理事長		櫻井 好和
鶴岡地区医師会	副会長	小野 俊孝
鶴岡市社会福祉協議会	事務局長	佐藤 豊継
鶴岡市民生児童委員協議会連合会	会長	板垣 壯典
知的障害者相談員		長谷川 薫
アインシュタインの会	代表	梅津 久美
山形県社会福祉士会		庄司 敏明
山形県精神保健福祉士会		木津 美加子
県立こころの医療センター	院長	神田 秀人
県立こども医療療育センター庄内支所	次長	奥山 敦
県立鶴岡養護学校	校長	早川 隆
県立鶴岡高等養護学校	校長	山吉 泰
鶴岡公共職業安定所	統括職業指導官	後藤 淳
庄内総合支庁地域保健福祉課	課長	相田 健治
庄内児童相談所	所長	佐藤 雅之
鶴岡市教育委員会 学校教育課	課長	成澤 和則
鶴岡市身体障害者福祉団体連合会	会長	佐藤 満子
鶴岡手をつなぐ親の会	会長	橋本 廣美
身体障害者相談員		阿毛 稔
全国精神障害者団体連合会	理事長	石塚 研
社会福祉法人 恵泉会	理事長	後藤 重好
鶴岡地区障がい者通所施設協議会	会長	石川 一郎
障害者支援施設 鶴峰園	園長	本間 仁子

計 画 作 定 経 過

令和2年 6月24日	障害者施策推進協議会（書面説明）	障害福祉計画の概要・策定スケジュール
8月～11月	障害者アンケート調査の実施・集約	アンケート対象者 3,809 人（回答率 51%） 障害児者・自立支援医療（精神通院医療）
	事業所アンケート調査の実施・集約	障害福祉事業所 68 事業所・法人 （回答率 62%）
9月25日	地域自立支援協議会事務局会議	計画策定スケジュールの確認について
11月	障害福祉計画策定担当部局・関係機関への照会・確認	障害福祉計画記載事項の照会・確認
12月8日	地域自立支援協議会事務局会議	第5期計画評価・第6期計画見込み量、 骨子について
令和3年 1月20日	障害福祉計画策定担当部局会議	障害福祉計画（素案）について
1月21日	地域自立支援協議会相談部会会議	障害福祉計画（素案）について
2月2日	第1回障害者施策推進協議会	障害福祉計画（案）について（意見具申）
3月12日	市議会厚生常任委員会協議会へ説明	障害福祉計画（案）について
3月12日～ 3月25日	パブリックコメント	意見件数 件
3月末		障害福祉計画 策定